



令和5年第3回占冠村議会定例会会議録（第1号）

令和5年6月20日（火曜日）

○議事日程

		議長開会宣告（午前10時）
日程第1		会議録署名議員の指名について
日程第2		会期決定について
日程第3		一般質問
日程第4	承認第1号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第5	承認第2号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第6	承認第3号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第7	承認第4号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第8	承認第5号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第9	承認第6号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第10	承認第7号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第11	承認第8号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第12	承認第9号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第13	承認第10号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第14	承認第11号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第15	承認第12号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第16	承認第13号	専決処分につき承認を求めることについて
日程第17	報告第1号	令和4年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について
日程第18	議案第1号	占冠村一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第19	議案第2号	令和5年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第20	議案第3号	令和5年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第4号	令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉真澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

## ○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	鈴 木 智 宏	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	岡 崎 至 可	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	鈴 木 隼	財 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛
税 務 担 当 主 幹	高 桑 浩	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	広 報 統 計 担 当 係 長	大 谷 淳 貴
地域振興対策室主幹	松 永 真 里	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業振興室係長	坂 本 龍 哉	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	蠣 崎 純 一	土 木 担 当 係 長	中 島 辰 男
戸 籍 担 当 主 幹	細 川 明 美	国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
保健予防担当主幹	岡 本 叔 子	村 立 占 冠 診 療 所 主 幹	橘 佳 則
社会福祉担当係長	川 口 晃 平	介 護 担 当 主 幹	佐久間 敦
子育て支援室主幹	森 田 梅 代		

(教育委員会)

教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	木 村 恭 美
学校教育担当主幹	後 藤 義 和	社会教育担当主幹	上 島 早 苗

(農業委員会)

事 務 局 長 鈴 木 智 宏

(選挙管理委員会)

書 記 長 三 浦 康 幸

(監査委員)

監 査 委 員 下 川 園 子 事 務 局 長 平 川 満 彦

## ○出席事務局職員

事 務 局 長 平 川 満 彦 主 査 田 中 健 士 郎

開会 午前10時

○事務局長（平川満彦君） 起立、礼。

村民憲章を朗読します。

ひとつ、健康で、幸せな家庭をつくりましょう。ひとつ、自然を愛し、美しい環境をつくりましょう。ひとつ、きまりを守り、明るいまちをつくりましょう。ひとつ、生産を高め、活気ある社会をつくりましょう。ひとつ、文化を育て、豊かな郷土をつくりましょう。

お座りください。

---

### ◎開会宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。議員諸君におかれましては、改選後初の定例会となります。

会議規則に則って、十分に審議を尽くして頂きますようよろしくお願いいたします。

ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから令和5年第3回占冠村議会定例会を開会します。

この際、当面の日程等について議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員長、細谷誠君。

○議会運営委員長（細谷誠君） おはようございます。6月12日に開催しました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

今期定例会における会期は、本日20日から21日までの2日間といたします。議事日程、日割りについては、あらかじめお手元に配布したとおりです。

以上で報告を終わります。

---

### ◎開議宣告

○議長（児玉眞澄君） これから、本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長において、1番、大谷元江君、3番、細谷誠君、指名します。

---

### ◎日程第2 会期決定について

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり本日から6月21日までの2日間としたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から6月21日までの2日間と決定しました。

---

### ◎議長諸般報告

○議長（児玉眞澄君） これから諸般の報告を行います。事務局長。

○事務局長（平川満彦君） 審議資料の1ページをお願いいたします。

1、今期定例会に付議された案件は、承認第1号から同意案第7号までの26件です。

2、議員提案による案件は、決議案第1号から審議資料2ページ目をお開き下さい。意見書案第6号までの6件です。

3、説明のため出席を要求したところ通知のあった者の職及び氏名は、村長以下記載のとおりです。

審議資料3ページ目お願いします。令和5

年第2回臨時会以降の議員の同行は、5月2日、令和5年第2回占冠村議会臨時会から記載のとおりです。

審議資料6ページから7ページは令和4年度令和5年4月分の例月出納検査結果です。

審議資料の8ページから9ページは令和5年度令和5年4月分の例月出納検査結果です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで諸般の報告を終わります。

---

### ◎村長行政報告

○議長（児玉眞澄君） 村長から行政報告のための発言を求められておりますので、その発言を許可します。村長。田中正治君。

○村長（田中正治君） 議長のお許しがありましたので、行政報告をいたします。審議資料4ページになります。

1、報告事項であります、本日配布の資料をご覧ください。

1、報告事項（1）一般道道占冠穂別線の現状について。

昨年、8月15日から16日の大雨により被災を受けた一般道道占冠穂別線は、被災直後より地質調査及びパイプ歪計による観測データの収集を行い復旧工事に向けた対応が進められています。

この間、旭川建設管理部より融雪時期に新たな変動が見られたことから、5月末までのデータを見極め今後の対応を決定したいとの報告を受けております。

直近の状況は、地すべり区域の背後の斜面で融雪時期に地すべり変動が見られたことから、現在、背後の地すべりを含めた全体の対策工設計を行っています。

また、5月30日から8月10日までの工期で応急工事が発注され、地すべりの末端部が川

に面しているため、流水による洗掘防止の土のう設置及び工事用道路の施工が進められています。

今後、国との協議により、本工事の着手が決まるため、工程は不透明であります、早期の本工事着手に向けた要請を継続してまいります。

2、主な用務等ですが、5月2日令和5年第2回占冠村議会臨時会以降の行動については記載のとおりであります。

審議資料5ページになります。

3、入札につきましては、記載のとおり6件を執行しております。

以上で行政報告を終わります。

○議長（児玉眞澄君） これで村長の行政報告は終わりました。

---

### ◎日程第3 一般質問

○議長（児玉眞澄君） 日程第3、これから一般質問を行います。通告順に従い順次発言を許可します。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。

6月の広報によりますと、4月末住民基本台帳登録数は人口1,359人で住民がいつまでも安心してこの村で暮らし続けることができる施策が求められています。

4月13日午前7時55分頃、突然携帯電話に「ミサイルが北海道周辺に落下する恐れがあります。頑丈な建物に避難してください。」とエリアメールが鳴り響きました。北朝鮮がミサイルを発射し、政府がJアラートを発令したもので、その後落下の可能性は無くなったと訂正されました。切り離された燃料タンクなどをミサイルと誤認し、その軌道計算を誤った誤報でした。先日も人工衛星の打ち上げと称するミサイル発射が繰り返されておりま

す。

繰り返される発射で着弾する可能性、危険性はあるわけで、占冠村地域防災計画にはミサイル攻撃への対応は想定されておらず、国民保護法に基づく占冠村国民保護計画に沿った対応がなされるものと思われま

す。コンクリートでできた頑丈な建物や避難する地下もあまり見られないこの村で、住民の生命、身体、財産を守るために村長が考えておられることをまずお尋ねしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 木村議員のご質問にお答えをいたします。

今年、4月13日の北朝鮮ミサイルによる警報は初めて北朝鮮のミサイルが日本の領域内に着弾する可能性があるものとして発令されました。北朝鮮のミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性があると言われていて、発射からJアラートの発信までのタイムラグもあることから、これら避難指示に関する対応をするよりも、むしろ村内に着弾した際の対応に軸を置くべきであると判断をし、関係機関との連携を図りながら、情報収集に努めたところであります。

実際に報道によりますと4月13日の北朝鮮によるミサイルは、午前7時22分頃に発射され、Jアラートが発信されたのは、発射から約30分後の午前7時55分でした。ミサイルの場合、国からの緊急速報から被害発生までほとんど時間が無いことから、あらかじめ一人一人が適切な行動が取れるような対策を進めるべきであると考えております。

具体的には国から示されているミサイル落下時にそれぞれがとるべき行動等について、改めて住民周知を図るとともに、村内学校と連携した避難訓練などを実施してまいりたいと考えております。

直近では、6月12日、中央小学校でミサイルを前提とした避難訓練を実施させていただいております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 対応の詳細は占冠村国民保護計画という計画に載っているのですが、この計画は村のホームページに掲載されておりまして、中身は大変なボリュームであり、中身も複雑でこの内容を全村民に理解していただくのも、周知するのも大変だろうと思われま

す。弾道ミサイルに備えるために、「簡単に窓から離れた場所で身を守る姿勢をとる。」とか、「落ちていて直ちに行動をとるように知らせる。」というお知らせやパンフレットを作成、配布してはどうかと思いますが、村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠村国民保護計画についての周知が必要である、というご質問であります。占冠村の国民保護計画につきましては、村内の図書室に設置し、自由に閲覧を可能としているほか、公式ホームページ上で広く公開させていただいております。

今後におきましても、有事の際に住民が適切な行動をとることができるよう、村の広報や避難訓練の機会などを通じ、本計画の内容の周知に努めてまいります。

しかしながら、議員言われるとおり、この計画は本文だけで約80ページ以上あり、内容も比較的複雑で抽象的な表現もあることから、村としてもこの計画の内容も精査しつつ、具体的な村民の生命、財産の保護方法について検討し、よりわかりやすい表現で住民周知ができるよう進めてまいりたいと考えているところで

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） よろしく願いいたします。

今の関連でお尋ねいたしますが、14日の新聞報道では今回のJアラートは、道内の伝達に課題を残したと記述がありました。

北海道防災情報システムに不具合が生じ、道内市町村と一部防災メール登録者にJアラートの情報を送信できなかつたり、防災無線が作動しなかつたり、IP電話からの自動放送が流れなかつたりした。ということがあったそうです。

村ではこのような問題が無かったのかどうか、もしあったとすれば対処済みかどうか、この点をお尋ねいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 議員ご質問の件でありますけれども、本村におきましては、その際のJアラートの不具合は生じなかったということで確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 次のテーマで質問したいと思います。

JR根室本線富良野新得間の鉄道事業廃止については、度々新聞報道されていますし、先日の臨時会における行政報告で村長から説明があったところであります。

6月10日の北海道新聞サタデー道新においても、消えゆく鉄路新緑の中にと題して特集されていました。

根室線は1907年明治40年旭川と釧路を結ぶ釧路線として開通したのが始まりだそうで、道央、道北、道東を結ぶ動脈として使われた鉄路が2024年3月31日117年という歴史に幕を下ろすということで、誠に考え深いものがあります。

四季に応じた豊かな景観を楽しめる富良野新得間、81.7キロの路線でした。

このバス線化に向けて占冠村ではどのような方針で対応していくつもりなのか、総体的に村長の考えを伺いたしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 根室本線富良野新得間の路線廃止についてご質問であります。

平成28年8月の連続した台風によりまして、甚大な被害を受けた根室線富良野新得間については、同年11月にJR北海道が単独で維持する事は困難な路線として公表したことから、本村においては議会と一緒に根室本線対策協議会に加入をし、協議、要請活動等に参加をしようということで参加をしてみました。

鉄路区の存続については様々な側面から検討、協議を進めてまいりましたが、新たな交通体系案の大筋について関係者の間で合意できるものが整った事から、令和6年4月1日に廃止とする根室線富良野新得間鉄道事業廃止に同意をしてきたところであります。

この間、議会とも歩調を合わせて鉄路廃止には反対の立場で取り組んできた本村にとっては、大変な思いは残りますが、根室線の廃止によって地域公共交通サービスを低下させないよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

私としても、マスコミに報道にされたように基本的な国の災害復旧を目指されるべきだということなしに、採算だけで地域公共交通を無くすることはおかしいだろうということは、合意の際の記者会見でもお話しさせていただいて記事になっているところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 6月10日の道新朝刊

に南富良野町議会では、バス線化に向け新設される町営バス路線で運行されるバス3台の購入費1,700万円など計2,200万円の補正予算が可決されたという記事が載ったように、また本日の道新朝刊にも新得町の動きが載っておりました。

いよいよ来年のバス線化に向けて各市町村が一気に動き出し始めました。

私は、JR根室本線富良野新得間のバス化にあたり、幾寅下トマム間の道道の道路整備を進め、トマム駅、上トマムを経由し、落合、新得に至る路線ルートの新設を占冠村で提案できないかと考えています。

距離が短縮される富良野、幾寅、トマムを直接繋ぐ新しいルートが利用されることで、富良野、トマムリゾートを訪れる観光客、そしてトマム住民やトマムの事業者の利便性向上を考えると計り知れないものがあると考えられます。

また、JRにおいても、JR富良野線、根室本線、石勝線を間接的に結ぶ事となり、経営改善に必ずや役に立つものと考えております。

今や占冠村の基幹産業となりました観光業の今後のさらなる進展を考えると重要な施策となると思います。

村長の考えを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） JR廃止に向かったバス転換に向けて、道道の利用等についてのご質問かと思えます。

JR根室線の存続に関わる議論がスタートしてから、地域公共交通の利便性が低下することの無いよう努めてまいりました。JR根室線富良野新得間の代替え交通として、議員が言われるルートも理解はできますが、石勝高原幾寅線の改良が大前提となります。石勝

高原幾寅線の改良については本村も構成員となっている上川地方総合開発期成会の要望事項にも掲げ、国、北海道へ要望活動を実施しておりますが、なかなか進んでないのが実態であります。

この件に関しては、南富良野町と占冠村、連名で国、北海道へ改良の要請を別に行っている案件でもあります。また、代替え交通の議論の際、富良野新得間の路線に、トマムを経由する案も組上にあがりましたが、運行事業者よりバスの定時性と速達性が求められ、採用には至りませんでした。

利便性の向上については常に意識しておく必要があると考えておりますので、石勝高原幾寅線の改良を進めることの有効性について引き続き要望をしてまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） この件に関して住民、特にトマムの住民ですね、あとリゾート関係者の意見把握を急ぐ必要があると思っております。聞き取りやアンケート調査をする考えがあるかどうかをお尋ねいたします。

今、村長から南富良野という話もあるということですがけれども、富良野市長や南富良野町長ともう1回お会いして、意見交換をする考えはあるか、以上2点お尋ねいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） JR根室線の関係については、住民説明会を1回開催し、住民懇談会でも2回説明を行ってきたところですが、令和6年4月1日をもって廃線となることから、路線、便数、ダイヤ等についての説明会を計画しているところです。

内容についてはまだ詰っておりませんので、その内容がおおむね詰った段階でご意見を拝聴したいと考えております。



南富良野町長や富良野市長との協議については、新得町長も含め、協議をしており、今後も継続して協議、検討をすることとなっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） さらに協議を重ねてよろしくお願ひいたしたいと思ひます。この件に関しては以上です。

かつて占冠村が平成17年に自立を選択することとなり、自立推進計画において、今の財政のままでは基金は底をつくという将来不安に備え、それからというものの行政努力により、基金積み増しを行い、財政調整基金において、平成17年度3億600万円から平成25年度には最大となる9億8,500万円まで積み増しを行いました。

以降、平成27年度で9億1,800万円、28年度末でも財調基金8億1,775万8,000円、特定目的基金5億805万2,000円と推移してきましたが、令和3年度末の全道町村における財政調整基金残高を比較しますと、占冠村は3億くらいあったのですが、寿都、利尻、神恵内村、岩内町で次いで、後ろから5番目という状況となりました。

さらに今年の占冠村村政執行方針では、年度末基金残高が財政調整基金で1億547万9,000円、特定目的基金1億8,032万5,000円の見込みであるとの記載があり、大変驚きました。

この急激な現象はいかなる理由、要因によるものなのか、まず伺いたいと思ひます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の財政運営についてのご質問であります。

冒頭、議員が言われた自立推進計画による村の財政規律の話をしささせていただきます

けれども、平成の大合併、そして行財政改革ということで、地方交付税が大幅に減る中で、財政支出を大幅に削減しなければならない、公共料金も上げなきゃならない、こういった議論がありました。その中で、財政支出を人件費も含め、大きく抑えて歳入に合った歳出をつくるということで、当時、私が作ったので記憶しておりますが、歳入が交付税で7億円になるという見通しが出された時期でありました。

そういった中で、当時の政権が民主党に変わり、地方重視の行政に移行になって、地方に渡される交付税が一気に増えたという時期があり、毎年予算規模で交付税3億、5億くらいの超過があったことから、一般財源である財政調整基金に積み増しをしたということで、議員言われるとおり、9億程度の財政基金が積まれたと、行財政改革が始まる前に村の財調がだいたい2億1,000万くらいだと記憶していますが、そこから9億くらいまで増えた、それは議員が言われるとおりであります。

そこで村の財政比較分析表によりますと、平成27年度の財政調整基金の残高は、議員言われるとおり9億1,900万円である一方、令和2年の同基金の残高は3億となっており、5年間で約6億円の財政調整基金が減少したことになります。

当該基金が減少した主な要因は、平成27年度国勢調査の人口減少による地方交付税の減少と新たな福祉施設等の開設による運営費の増加、歳出が増えたということも相まって、そういった原因があるのだろうと考えております。

平成22年の国勢調査における村の人口は1,394人で、この人口を元に交付された平成23年度から平成27年度までの地方交付税の平均

は1年あたり13億5,000万円でした。しかし、27年度の国調では人口が約13%減の1,211人となり、この人口に基づいて交付された平成28年度から令和2年度までの地方交付税の平均は12億3,700万円となりまして、1年あたり約1億1,300万円の交付税が減少しました。

この1年あたり約1億1,300万円の地方交付税の減少が5年続いたことが基金減少の要因であると考えております。

合わせて歳出需要が高くなっているということもあり、歳入にあった歳出を組み立てながらやっていますが、こういった状況になっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 以前、故長谷川耿聰議員が、平成29年度12月議会の一般質問において、村の行革の箍が緩み補助費などの経常支出比率が上昇し、歳出超過による基金流出の心配を訴えていましたし、平成30年3月議会の一般質問においても財調基金の急激な減少による枯渇を心配して質問していました。

この財調基金というのは年度によって生じる財源の不均衡を調整するための財源で、例えば、景気悪化によって生じた財源不足や、災害等の突発的な財政需要増大等の財源対策のために活用されるもので、一般家庭で言えば貯金にあたるもので、貯金が無くなれば生活に余裕が無くなり大変だと思います。村長の当時の長谷川さんに対する答弁で、経常経費の削減など歳出の抑制や一般財源の確保や有利な起債を利用して財調基金を少しでも残すようなやりくりをして、財政運営をしていくと答弁しておりましたけれども、なぜうまく対応できなかったのか、そのへんを伺いたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 過去の議会においてそういった答弁をさせていただいているというのも私も記憶しております。

そこで当時から歳入に見合った歳出を原則としながら、必要な行政サービスは維持をしていかななくてはならない、との考えで村政運営を行ってまいりました。

その取り組みのひとつとして、予算編成にあたっては、職員と膝を交えながら経常経費の節減や、必要な事業の絞り込みを続けてまいりました。

人口減少が歳入現象の大きな要因であると考えられることから、リゾート従業員の調査人口確保のためのリゾート等への働きかけを行うなど、国調での、地域人口の確実な確保に努めてまいったところであります。

令和2年度の国勢調査では、再び人口が1,300人を超える数字を確保することができ、令和3年度と令和4年度の地方交付税の平均は1年度あたり14億6,000万円となっております。

財政調整基金の減少も令和2年度の約3億円でおおむね底を打ったものと考えております。

合わせて財政調整基金のほかに、目的基金をしっかりとって、その財政需要に答える目的基金を活用しながら財政運営を進めていくということにしており、これら目的基金も合わせまして、村の基金等の額が10億8,500万円ほどとなっております。

そういった状況でご指摘の点も十分理解をしながら、財政運営の規律をしっかりと守っていきたいと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） よろしく願いいたします。

今回の質問はですね、総務省の決算カード

を参考にして質問していますが、一応、平成28年度から令和元年度までは村民税と固定資産税の地方税収入はずっと増加していました。決算において収入済み額から、支出済み額を上回った場合の差額である、決算剰余金があれば剰余金の内の半分以上を基金へ積み立てるか、地方債の繰り上げ償還の財源に充てなければならぬということが、地方財政法の第7条に規定されています。

しかし、残念ながら基金はあまり積み上がっていません。積立金よりはるかに莫大な積立金取り崩しにより、平成28年度から令和2年度までずっと実質単年度収支の赤字が5年連続で続いていました。

これは財政調整基金への依存から完全に脱却できない状態となっているわけです。このようにですね、依存している財調基金に頼れなくなった場合の村の財政運営についてどういう影響があるのか村長に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 財調基金の枯渇によってどういったことが発生するのか、影響があるのかとのご質問だと思います。

財政調整基金は地方財政法に基づく資金として財源調整及び財源需要に対処するための基金となっております。当該基金が枯渇すると起債や借入など別の財源を活用し、財源不足を補填する必要が出てきます。

突発的な災害が起きた場合には、緊急の財政措置が困難になる可能性もあり、迅速な災害への対応に支障きたす可能性もあります。

一部マスコミ報道によりますと、新型コロナウイルスの流行時に実際に基金が枯渇していた自治体では、コロナ対策支援が後手後手に回った例もあるとされており、本村におい

てもそのような事態におちることのないよう財源確保に努めてまいりたいと考えております。

災害につきましては、備荒資金組合の積立金もありますので、即時の対応は難しいですが、一定の対応は可能という状況にありますので、そういったことで理解をいただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 平成17年度からの基金積み増しができたということは、経費削減だとか職員が辛抱して積み重ねた人件費削減という行政努力だとか、交付税も歳出特別枠によるものと考えられます。

現在、平成28年度101.7、平成29年度で101.7、30年度は99.6、令和元年は100、令和2年100.8という、これが何の数字かというところ、ラスパイレス指数の状況です。これでは基金の積み増しというのはかなり困難が予想されると思います。

村の平成3年度の決算においては、公債費負担比率21.1とかなり危険なラインとなっておりますし、また基金の減少により将来負担比率は確実に上昇していくと思われま

す。どのようにして村長は基金の積み増しをして一向に思っているのか、伺って終わります。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 基金の積み増しについてのご質問であります。

基金の積み増しを図る手段は議員言われるとおり、歳出の削減と歳入の確保の2点に集約されると考えています。

事業の種々選択、取捨選択やその絞り込みに努めるとともに経常経費の削減に努めてまいりたいと考えております。

歳入確保のためにまず1点として、各種補助金等の活用を促し、特定財源の確保を進め

ること。

2点目として、次回の国勢調査での人口確保を目指すこと。

3点目として、宿泊税など新たな財源の確保を進めること。

こういったことが中心となって取り組まなければならないと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで2番、木村一俊君の一般質問を終わります。

ここで午前11時まで休憩します。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時00分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

7番、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 議長のお許しがありませんので、一般質問をさせていただきます。

村が保有する指定管理施設の管理運営について2点質問させていただきます。

現在、観光施設として指定管理者である観光協会との運営状況の協議ですとか、管理の経過として管理者である村としてどのように関わっているのか村長に伺いたいと思います。

1点目ですが、道の駅内のショッピングモールについて、現在6店舗ほどが運営されている状況にあります。道の駅コロナ禍が明けて観光客の入り込みも増えてきている状況にもあると思いますので、そういった印象度合いですとか、またテナント業者さん間でのトラブル等が無いのか、村が把握している現状としてどの程度あるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小尾議員のご質問にお答えをいたします。

道の駅自然体感しむかっぶの管理運営につ

きましては、現在、指定管理者制度により令和5年度から令和7年度までの3年間、NPO法人占冠・村づくり観光協会が指定管理者として管理運営を行っております。

指定管理者は施設の適切な維持、管理、運営はもとより、施設利用者に対するサービスの提供等について定められており、使用者、いわゆるテナントの使用許可、使用料の徴収等についても行うこととなっております。

道の駅の使用につきましては、本村のイメージや道の駅の設置条件に定められた施設目的が損なわれないよう、様々な条件を付して使用許可をしております。

議員ご質問の観光客からの印象度合いにつきましては、道の駅カウンターに人を配置し、お客様の声を直接お聞きしているほか、道の駅内のアンケートボックス設置、村及び指定管理者のホームページ等でのお客様の声を聞いており、お客様の声に耳を傾けながら満足度の向上に努めているところであります。

また、令和4年度で31万3,461人のお客様にご来場いただきましたが、テナントに関するお客様からの苦情につきましては、村が把握している件数といたしましては、2件でございます。

テナント業者間のトラブル等につきましては、施設の使用上で生じるトラブル等は随時指定管理者にて意見交換等を行い、対応をいただいているものと考えております。

なお、施設の管理運営上で村の関与が必要な事案等が発生した場合には、指定管理者と協力して個別で対応を行っているところです。

今後もお客様がより快適に道の駅自然体感しむかっぶをご利用いただけるよう指定管理者と協力し、サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 状況については報告を受けた内容で理解できるのですけれども、一部に地域内としても私物化されているような事案も一部見受けられるということで、使い勝手としては、複合店舗でもあるので、村が関わっている施設としては、今後の状況が危惧されるようなテナントさんの状況もあるということをお見受けしております。

立ち入った話にも確かになるのですけれども、このままの状態、手を打たないでいるよりは、これから観光客も増えていく状況にもあると思いますので、現状として観光協会の関わりと村としての関わりでなんとか対処したほうがいい事案ではないのかと思いますので、再度内容についてわかる範囲でお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） テナントの利用状況についてのご質問かと思えます。

この施設内で私物化されている点について対応が必要かということでもありますけれども、そういった議員ご指摘の件につきましても、村でも若干把握をしており、使用許可に準じた使用をしない場合には指定管理者、村含めて使用を出すことができない、というようなことで注意をさせていただいております。現状、状況把握について猶予期間を与えているという状況になっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 確かにこういった案件については地元のテナントさんでもありますので、なかなか対処としては厳しく難しいかと思いますが、村としての管理運営の対処を今後お願いしたいと思います。

2つ目ですが、湯の沢温泉の施設について

であります。

今年3月だったと思うのですけれども、入浴施設で、全く給湯されない状況で入浴者からの苦情も多く寄せられたということで私も使っていてそのようにも感じた次第です。

施設全体としては、配管関係の施設も当時からそのまま、大規模な改修は行われていませんでしたので、50年ほどの経過で推移しているのかなと思っております。

一部の施設改修で現在リニューアルされて運営されているのですけれども、今後、改修計画が必要かと思うのですが、村の観光施設としての場所でもあり、地元住民の憩いの場でもあるので、そういった改修計画が村長の考えとしてあるかお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 湯の沢温泉につきましては、議員言われるとおり老朽化施設でありまして、大規模リニューアルから10年が経過をしております。維持補修を行いながら現在に至っておりますが、お客様にはご不便をお掛けしていることは承知しているところでございます。

ご指摘の入浴施設の不良個所につきましては、源泉を汲み上げるためのコンプレッサーが故障したことに起因するものであり、コンプレッサーの交換により修繕を完了しております。

また、お客様から苦情の多かったシャワーの水圧が弱いことに関しましても、加圧ポンプを設置して改善を図っております。

指定管理者であります株式会社スポーツピア占冠には老朽施設を適切に維持管理していただきながら、顧客満足度の向上に日々ご尽力をいただいているところではございますが、基本協定で定める村が負担する30万円を越える修繕を要するときは随時、指定管理者と意

見交換を行い、緊急性や優先度に鑑みて修繕を実施しているところです。

ご質問の大規模改修計画については、現状では無いといった状況であります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 先ほど村の財政状況の話でもありましたとおり、なかなか大規模改修は難しいとは思うのですけれども、昨今温泉ブームもあってサウナ室の手狭さですとか、施設の露天風呂も無い現状でもあるので、そういった中での入浴料金もやはり安く、ほとんど村外出るとこういった低料金で利用できるような状況にはないと思いますので、そういったところの内容も含めて指定管理者との運営協議もされて利用頻度の良い施設であるように今後もよろしくお願ひしたいと思ひます。

質問2であります。教育長に伺いたいと思うのですけれども、コミュニティプラザの備品更新についてです。現在コミュニティプラザのホール内において長机の備品について利用者さんから使い勝手の悪さが指摘されております。

収納扉の破損と申しますか、収納ができない状況も見受けられ、長机は重たいこともあって利用頻度のことを考えると、更新を考えた方がいいのではないかなと思います。教育長の考えを伺いたいと思ひます。

○議長（児玉眞澄君） 教育長、多田淳史君。

○教育長（多田淳史君） 小尾議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、占冠村コミュニティプラザの収納扉、長机に関しましては、建設購入から25年以上が経過しておりまして老朽化が進んでいるということで利用者の皆様には大変ご不便をお掛けしているところでござ

います。

収納扉の破損については、破損状況の確認が取れていますので、早急に修繕作業を進めてまいりたいと思ひています。

また、長机に関しましては、財源を確保した上で、年次計画を定めながらより使い勝手のいいもの、順次更新をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） これで7番、小尾雅彦君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） つづいて6番、小林潤君。

○6番（小林潤君） それでは一般質問をさせていただきます。

保健福祉センター「ノンノ」の花壇の整備及び施設「とま〜る」施設内の除雪痕について伺いたいと思ひます。

1点目です。歯科診療所や占冠診療所の花壇は、5月上旬にはチューリップがきれいに咲いていました。「ノンノ」の花壇の整備、花の植栽は6月上旬になっても行われていません。施設の利用者等も大変楽しみしております。同じ村の施設であり、どのような基準で花壇を整備しているのか、まずお伺ひしたいと思ひます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小林議員のご質問にお答えをいたします。

花壇整備の関係であります。占冠村保健福祉センターの花壇については、花壇管理委託業務により、毎年6月上旬から10月末に掛け、事業者委託を行っております。

令和5年度は6月9日に委託契約を締結しております。

占冠歯科診療所及び占冠診療所も同様に例年6月上旬に整備委託をしていますが、議員

言われるチューリップの件については、診療所につきましては、球根植物のため、前年の球根が発芽して花が咲いている状況となっています。

花壇整備に関する明確な基準はありませんが、施設の利用者や訪れる方に喜ばれる環境の整備に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 関連してです。

今、歯科診療所については、球根ですから暖くなれば花が咲くとのことで、村内施設の花の整備は6月上旬から10月末ということで特段「とま〜る」が遅いということではなく、全体が遅いということですね。早くする考えはないのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ご質問の委託期間の早めるというなお話であります。

例年でありますと、5月中は寒い日が多いということもあり、これまで天候が安定する6月から委託することが妥当だろうと考えておりました。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 花壇の植栽については、今までの経験に基づいてやはり6月上旬からのほうが良いという答弁でした。それについては了解いたしました。

それでは次、「とま〜る」の敷地内の除雪痕についてですが、施設の管理、ブラシカッターで雑草を刈っている方からの情報ですが、敷地内の一部が除雪車で削られた箇所があり、見た目は芝も剥がれ土が出ており、見栄えが悪くなっていました。深いところでは、13cmほど捲れ上がり、長さが15mに及んでおりました。削られた土は、敷地内に転がっており

ました。

この状況を村では把握しているのか、またこれ以外に除雪に係る苦情が来ているのかについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ご質問の雪解け後の除雪作業による損傷ということであります。

冬期間除雪作業で損傷した村道等の確認を毎年、役場と受託業者とともに春に行っています。

ご指摘の箇所については巡回で確認できていなかった場所ではありますが、地域住民からの連絡により現状を確認しております。

融雪後の除雪に係る苦情は、今年2件寄せられております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 令和4年の除雪については、私が知っている限り大きなトラブルがなかったようです。

除雪車は、大きな重機で、推進力を持ってそれなりのスピードで移動をすると、勢いがあり、大なり小なりの破損が起きるのもやむを得ないと思います。しかし、当事者本人にしたらそういったことは言ってもらえないので、十分今後とも気を付けてもらいたいと思います。

私もよく知らなかったのですが、雪解け後には、役場の担当と除雪を請け負った業者の方が除雪路線を点検するとのことで、道路だけに集中しますと縁石や、村道にクラックが入っているとかは見逃す事はないとは思いますが、先ほど村長答弁したように、やはり周りにも目配り、気配りをしていかないと結果的には道路だけの点検ということになってしまうので、その辺は十分丁寧にやってもらいたいと思います。

今回は、大きな事故が無かったので、一般的に物事をやるときに、「ヒヤリハット」小さなミスはないがしろにしないで、そういった部分も一つ一つ自分たちの仕事をしていく上で必要と考えて、除雪はこれからも続くと思うので、今回も少しのミスがあったので村のほうからも、除雪する業者のほうに安全教育、そして除雪車に乗る運転手さんについては、過重な負担にならないような形で指導をしてもらいたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 除雪に関わる事故、あるいはそういった物損を含めての対応についてのご指摘と思います。

これまでも村道の損傷や物損事故等々も発生している除雪作業であります。例年除雪時期前に現場をまわり、その避けなければならないものには、ポールを立てしっかりやるようにということで、取り組んでいます。

そういった中でも様々な事故、あるいはトラブルが発生をすることありますが、この後の対応についてももしっかり行う必要があると、議員言われるように小さなミスを教訓としながらそういった事故、あるいはミスを減らしなくなるよう努力をさせていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） それでは質問の2番目行きます。

教育長に伺います。教職員の働き方改革についてです。

文科省が4月に公表した2022年度の教員勤務実態調査によると、文科省が定める残業時間の上限月45時間を超えた公立校の教諭は、小学校で64.5%、中学校では77.1%を占めたと新聞で報道されていました。また令和5年

度の教育行政執行方針で教育活動に専念するため学校における働き方改革を推進しますと謳われております。

1つ目ですが、村立学校に勤務する教諭の令和4年度残業時間の実態について伺います。細かくなくても、村の特徴的な内容が分かればそれで充分です。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） ご質問にお答えいたします。

本村の各学校における時間外在校時間、こちらについてお答えをさせていただきます。

令和4年度において月45時間を超えて勤務した教職員がいる学校については、小学校こちらは義務教育学校の前期課程を含んでおりますが2校です。

中学校、義務教育学校後期課程を含む学校でございますが、こちらでは1校となっております。

教職員の割合で申し上げますと、小学校が37.5%、中学校においては27.8%となっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 今、率の報告ありました。

全国から見るともちろん本村の学校は小学校で37.5%、27.8%で率は低いけれども45時間以上の人はいるとのことわかりました。

次に時間外勤務、私が想定できるのは、その授業の準備、各種会議、部活動の指導、それからICT機器授業の段取りや、それ以外にもあると思いますが、その時間外勤務が短縮されない主な理由としては、教育長はどうお考えでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 時間外勤務の短縮



されない理由につきましてお答えをさせていただきます。

働き方改革、それからガイドライン、こちらの策定により業務の見直し、それからスクールサポートスタッフなどの活用によって業務の効率化こちらが図られております。

時間外在校時間が縮減されていると私は認識しておりますが、学期末、それから大きな学校行事などがある月には、なかなかこの時間が縮減できていないというのが実態となっているようでございます。

また、教頭の業務負担についてはほぼ改善されていないというような状況も見受けられ、全体の時間外勤務等時間が縮減されないという原因になっているかと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） 5月22日に文科大臣が中教審に働き方改革等について諮問しております。具体的には、人員の増加とか、そういう部分を施さなければ、今の時間外の状況は絶対なくなれないということで、来年春に答申がされると思っておりますが、教育長の立場として、今文科省が中教審に諮問した内容についてはすごく期待している部分はありますか。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 教員の増加等についてはこちらも期待しているのですが、実態として教員になりうる人材が大変少なく、北海道内においても教員の定員数に対して不足している状況と理解しています。

期待しているのですが、教職員の数が改善されなければ、なかなかこのような取り組みも達成できないかと思っておりますので、教育局に対して、上川管内の教育長会、それから道内の教育長会においては道の教育局に対して教員の採用等について取り組んでいただ

きたい、それから財源の確保もお願いしたいということで、要請をしているところですので、こちらの状況を見ながら、私たちも取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 小林潤君。

○6番（小林潤君） それでは最後になります。

令和5年度において、時間外を含めたデータを公表するというのを、執行方針の中で謳っておりました。

教諭の在校時間、これは時間外と意味なのですが、これの削減目標を定めているのか、在校時間時間外はどのような方法で把握するのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 教育長。

○教育長（多田淳史君） 令和5年度におきましても引き続き各校の教職員の在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間外在校等時間を月45時間、1年間で360時間以内とする目標を掲げまして、他校の取り組みなどを参考にしながら、また保護者等の協力も得ながら、業務の効率化に努めるとともに、時間外在校等時間を客観的な方法で計測し、記録するために公務支援システム、それから独自に使用しております出退勤管理アプリなどを活用しまして、その把握に努めてまいりたいと思っております。

公表に関しましては、四半期ごとで公表をする予定でして、今回令和5年度分につきましては、7月に4、5、6の3か月分を公表する予定です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで6番、小林潤君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

休憩 午前11時34分

再開 午前11時35分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 議長の一般質問の許可を得ましたので質問させていただきます。

質問1です。移動投票所設置への要望ということで、選挙管理委員長に質問させていただきます。

今回、道知事選、道議選、村内においては、村議選と3回の投票が続いたわけです。

占冠村はご存じのとおり高齢化が進んでおり、年を追うごとに移動困難を極め、外出はことのほか無理な状況になっているということです。

投票所、期日前投票所も含みますが、行く事も困難であるという声は本当に、たまたま投票一緒になった方から「本当に辛いのだよね」というふうに、投票はしたいけれども投票所が遠いということをお聞きしました。

コロナ禍になり、字占冠の投票所は小さい部屋から大きい体育館に移動という形になり、廊下をずいぶん歩く形です。コミプラの投票所も同様なのですが、かなり廊下を回って投票するという事です。

期日前投票所はスロープがありますが、そこを歩いて行くにしても投票所が遠い。役場庁舎内の裏口も階段がある。ということで本当に困難な投票所になっています。どちらを見ても遠いということで、それで移動投票所設置をお願いしたいなということですが、その前にこの期日前投票所及びコミプラの投票所、字占冠の投票所、トママはスロープがすごく遠い感じです。階段も急ということで、この投票所の設置場所の変更はできないのでしょうか。

コロナ禍が5類になりましたが、設置の場

所を変更することは可能なのか考えますがそのあたり伺います。

○議長（児玉眞澄君） 選挙管理委員会書記長、三浦康幸君。

○選挙管理委員会書記長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

期日前投票所と当日の投票所設置場所変更ということではありますが、今のところは、期日前投票所、当日の投票所の場所を変更する予定はない状況にあります。

期日前投票所につきましては、公職選挙法第48条の2により、期日前投票所を設ける場合には人口、地政、交通等の事情を考慮して期日前投票所の効果的な設置、期日前投票所への交通手段の確保、その他の選挙人の投票便宜のため、必要な措置を講ずるものとする。とされており、これに基づいて占冠村では総合センターとトママコミュニティセンターの2箇所、期日前投票の会場とさせていただいております。

沿線の期日前投票所の設置状況を調査させていただいたところ、富良野市で3箇所、上富良野町で2箇所、中富良野町1箇所、南富良野町1箇所となっております。設置場所といたしましては占冠村2箇所設置していますので、これ以上増加、変更するという予定はない現状であります。

続きまして、当日の投票所ではありますが、こちらは公職選挙法第39条によりまして、各選挙管理委員会の指定した場所に設けることとされております。

その要件といたしましては、投票に適した環境、駐車場の規模、バリアフリー対応、などの各種要件を基準に決定をするものとされており、占冠村ではこのような要件に鑑み、ご存じのとおり、第一投票所は占冠村コミュニティプラザ、第二投票所は占冠地域交流館、

第三投票所を双珠別住民センター、第四投票所をトナムコミュニティセンターとさせていただいて、合計4箇所の投票所を設置させていただいております。

当日の投票所につきましては、以前一部の投票所の廃止について協議させていただいたことがあります。地域住民の皆様のご要望により廃止には至っていないという状況です。

場所の変更、新設、廃止ということは考えておりませんが、確かに同じ地域交流館の中での投票の場所、そういったもので配慮することというのは可能と考えていますので、選挙管理委員会の中で協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 投票所を設置するのに占冠は4箇所あり、地域、地域に根差した投票所が設置されているのは理解しております。ただそこに、今おっしゃったように移動困難な方の交通の援助が必要な文言が委員長から説明されたのですが、年々これから若くなるのであれば、そのままだでも構わないかなと思います。4年前、今後4年、国会で騒がれていました衆議院解散も近々あるのではないかともあります。「住みやすい占冠」という村長の提言もありますので、「とま〜るに来てくれたらいいな。」「自宅に来てくれたらいいな。」今回の投票の関係で自宅まで行けないので自宅まで来てくれた移動投票所があったという新聞報道もありました。そういうことが可能なかどうか、対応はどのようにしていただけるのか。そのあたりを選挙管理委員会の中で話し合われるか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 選挙管理委員会書記長、三浦康幸君。

○選挙管理委員会書記長（三浦康幸君） 大谷議員のご質問にお答えいたします。

現在の選挙制度におきまして、移動困難な方への対応といたしましては、郵便による不在者投票というものが用意されております。

こちらは身体障害者手帳をお持ちの方や介護保険の被保険者証に要介護区分5である方など、こちらの方につきましては、自宅などから郵送で投票できる郵便等により不在者投票を利用することができます。郵便による不在者投票につきましては、期日前投票が始まる前に行政区回覧や広報、ホームページなどで積極的にご利用いただけるよう周知させていただいておりますので、当面はこの制度の活用を基本として、移動困難者の投票機会の確保を図りたいと考えております。

議員ご指摘の移動投票所についてですが、こちらは島根県のある町が2016年に参院選で初めて開設いたしまして、道内では2022年の参院選で石狩市や釧路管内の標茶町など6市町村が導入している状況です。

こちらは、調べていただくとわかるかと思いますが、基本的に投票所の廃止、統廃合により地域の投票機会を確保するために行われたもので、基本的には公共施設に決まった日時に臨時の投票所を設置するもので、各ご家庭をぐるぐる投票箱持って回るというものではないということです。

先ほども申し上げたとおり、移動困難な方につきましては、できる限り郵便等による投票を活用いただくということと、移動手手段の確保だと思っておりますので、こちらにつきましては地域交通の活用、それから社会福祉協議会などでやっている過疎地有償運送、そういったあらゆる手段を活用いたしまして投票の機会確保を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 移動投票所設置へという私は要望しましたが、今の説明は自分で全部しなくてはいけないということですね。郵便投票の申請、移動手段の確保、これらを自分でしなければならないというお答えだったのかと思います。

私は投票率を上げる目的だけではなく、住民に優しいことをしてほしいという意味でこの移動投票所ということを上げましたが、今の説明ですと全部自分でしなくては投票ができないという説明でしたので、少し無慈悲かなと。前回、何年前に統廃合に関しての説明をされたか確認できていませんが、それから何年も経っていると思います。

その状況から比べて今の状況をどれだけ選挙管理委員のほうで把握しているかということも疑問ですので、そのあたりを考慮して今すぐこの移動投票所を設置してほしいということではないのですが、そういう方向にもしていっていただけないのかという要望です。そのあたりもう一度お願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（三浦康幸君） おっしゃるとおり、選挙と申しますのは民主主義の根幹でございますので、投票機会の確保ということは万全を期さなければならないものであると考えております。

その最も根幹的なものがあるがゆえに、厳格さ、公正さ、公明さというものも求められる制度であると感じています。

各家庭を回るという事例1件だけ道東のほうだと思いますが、報道されましたけれども、報道を見ましても総務省に問い合わせたところそういった事例は従来把握していないという状況で、まだ制度として確立していない状

況と認識しているところです。

いずれにせよ、投票機会の確保に資するものであれば全力で取り組むべきものと考えていますので、現状では今後の検討課題としてご回答させていただければと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 一般質問中ですが、ここで午後1時まで休憩します。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時00分

○議長（児玉眞澄君） 午前中に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 質問1に関しての委員長の回答として今後の検討課題ということで回答いただきましたが、高齢化はますます進みますし、免許返納であるとか、移動困難な方が多く出てくると思いますので、すぐに移動投票所を設置してほしいという意味ではないですが、いろんなことを考慮して考えていただいて投票率上げる意味でも考えていただきたいと思います。

質問2に入らせていただきます。字占冠地区の集落対策の進捗状況について伺います。

二回目の集落対策の調査が行われました。このことに関しては何度か質問し、提言もしております。一向に状況が変わりません。二度目の調査結果もペーパーでいただきましたが、1回目と同じような内容の報告でした。

これに関しては進捗状況が全然わかりませんので、質問したときに村長から集落対策に関しては地元にいる企業と話し合いをしまして、何らかの対処をしていきたいという回答もいただいております。そのことに関してどのような話し合いが行われたか村長にお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 大谷議員のご質問にお答えをいたします。

占冠地区の集落対策については、これまでも議論しているところであり、大きな課題と捉えております。

住民相互、そして行政と住民との情報共有に基づく議論を通じてより多くの住民が納得できる地域を作り上げていくことが大切であるとの考えから、占冠村集落対策方針見直し版を策定いたしました。

企業との話し合いが行われたのかのご質問ですが、最近では2社ほどとコンタクトを取っておりますが、現状誘致までには至っておりません。引き続き林産業をはじめとした企業の誘致に努め、集落対策に繋げてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 何ら変化が無いと。集落対策を言い始めてから結構年数も経っております。その間に住民もいなくなり、更地も増え、ますます活性化が見られない状況にあります。私たちも60代の時は、なんとかいろいろなことを、がんばりましょう。ということで活動もしてきました。コロナになってからは特に活動もできなくなり、女性の団体も解散をしました。何かをすと言っても人は集まらず、本当に最低限の人数で行っている状況です。

村として、行政としてどのように字占冠地区をしていくのかという指針も見えませんが、そのあたりもう一度確認したいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 占冠地区の集落対策ということで、ご指摘のとおり全村的な集落対策方針というものを作ってから年数も経過

しているというのはご指摘のとおりだと思っております。

占冠地区で住民懇談会でも毎年やっているのですが、私も挨拶の中でなかなか集落活性化の問題については、この地区については毎年、年齢を重ねて大変な状況であるということも認識している中で、なんとかこの地域がそういった活性化ができるような行政的な活動が無いかということで、先ほども申し上げたように木材、木工所が2つありまして、林業城下町的な要素があったかと思っています。

そう言った事から、あそこで林業活動ができないかというのを私としては考えておまして、今もそういった製材工場であったり、木材に係る仕事であったり、候補となりえる企業さんとも、勉強会、検討会を続けているのが現状でありまして、何かを持ってくるということは占冠では難しいのかなど、そういった小さくても生活者が増えるような事業を起こせないかということで、現在進めているということで、なかなか「これだ」というお答えにはなりません、ぜひご理解をいただいてご協力いただければと考えているところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 集落対策に対しては、林業活動もいろいろ行っているということで現在進行中だということですが、村有地の有効活用として前五十嵐議員が、強度性の強い苗木の生産をということで、村有地利用を提言しておりましたが、そのあたりの話はどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 前回の時にも、調査研究課題として取り扱うということでありま

現状を申し上げますと国の林業種苗法が苗木生産に関係する法律となっています。この法律は、種苗に関する措置、条件を定めることで優良な種苗の供給を確保し、造林を推進し林業の発展に資する事を目的にしています。具体的には優良な採取源の指定、生産事業を行う者の登録、配布の適正化、そして種苗の配布区域の制限などが定められています。とりわけ優良な採取源の指定とは、単に村有林に分け入り種子を採取して育てるということではなく、エリートツリー、精英樹を選抜して、そのクローンを保存し採取園を造成して種苗を生産するとされています。従いまして、強度性の強い苗木生産の必要性は理解しつつも、特に優良な樹木の特定とその種子の増殖による採取園の造成が条件となることから、苗木の生産等は今後も調査研究課題として取り扱ってまいりたいと考えているところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 色々な条件があるということで、難しいということですが、村有地を利用するということが苗木だけではなく、色々なことに活用してほしいと思います。

字占冠地区の村有地は牧草というか雑草というか、「ここが本当に村有地？」という感じのちょっと見られない土地状況で、更生橋を渡ったあたりの村有地は、業者さんが入ったりして整地されているので、そこは高速の関係の借地になるのかなと理解しますが、もっと苗木だけではなく、占冠地区に居住を構えていただけるような施策を取っていただきたいのが私の希望であり、今後そういう方向性を持って進めたいと思います。

3番目の木材製造所の誘致をということでお聞きしたいと思いますが、先に林業活動いろいろしているのですが、なかなか難しい

よということですので、木材製造所誘致していただいても人が住まなければ誘致しても私たち地域にとっては意味のない話になってしまいますので、ないよりはある方がいいには決まっていますが、そういう人が入っていただけのような施策を集落対策の中に盛り込んでいただければと思います。

質問3に移らせていただきます。令和3年9月定例会において木質バイオマス生産組合の事業安定化をどのようにするかということですが、これも五十嵐議員が質問しているところですが、いくつか提案してその後、経過どのようになっているのか、1番目の村長自身が企業体、バイオマス組合の企業体と話し合いを行ったのかどうか確認したいと思います。

また、その結果がどうなったかもお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） バイオマス生産組合の関係でのご質問にお答えをしたいと思います。企業体の話につきましては、木質バイオマス生産組合の理事者とは適宜、適切な時期に意見交換を行う考え方で進めております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 理事者とお話がされているようですが、その中身は公表できないということでしょうか。

その結果はどうなりましたかということで、お聞きしております。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 発言の趣旨が私に伝わってなかったのですが、再度、今の結果を求められているのですか。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 理事者と適時話し合いをしているということですので、その話し

合いの結果、その事業体はどう進んでいくのかということまで話がされているのかということをお聞きしております。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） そういった適宜、適切な時期に意見交換をしながら決定をしていくということで、今求められている結果については決まっております。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） この質問は私も従業員の方、高齢化も進んでいますし、いろんな面で問題があるなと思っております。

新しい人が入るわけではなく、その結果その人がいなくなってしまうたら、その事業体自体が進んでいかないような気がしますので、そういう面も考慮して村が立ち上げた企業体だと思います。今後も林業六次化という観点からも大事な企業体だと思いますので、適切に企業が経営されることを望んでおります。そのあたりのことを考慮しながら、2番目の体質改善、経営改善をどのように行われたのかという質問にも通じますので、そのあたりもう一度お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） バイオマス生産組合の関係の中で、農林課と相談の上、木質バイオマス生産組合が円滑な事業実施体制に資する取り組みとして行っておりますが、薪生産日報の取りまとめ、あるいは月末に報告を受ける事としてしています。具体的には薪種類別の製造数と販売数、在庫数を村として共有をしております。

勤務日報を閲覧し、年度ごとの薪製造、それからメープルシロップ製造、間接作業等の勤務データを取りまとめ、年間勤務の傾向や特徴、時期による販管等を整理して分析をしている状況であります。さらに貸与しており

ますホイールローダー、グラップルソーの稼働日誌をデータ化し、保守点検のために共有をしている状況であります。

○議長（児玉眞澄君） 大谷元江君。

○1番（大谷元江君） いろいろ把握されていると思いますが、それが今後の経営にどう生かされるかということが問題だと思いますので、常に意識してこの企業体も成功のほうに導くような施策で関わっていただければと思います。

質問3に入りますが、メープルシロップも先ほど村長おっしゃりましたが、このメープルシロップに関しては地域おこし協力隊の方が関わっていると思います。任期も間もなくと理解しております。その任期が終わりましたら、どのようにするのか。メープルシロップは地場産の産品として、ふるさと納税にも関わっていると思いますので、最後の質問になりますがお聞きします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域おこし協力隊の方の扱いでございますが、村として、ご本人と木質バイオマス生産組合の意向等をしっかり聞き取り、現在協議を進めています。

その際、商品価値を高める方策や経営問題を改善する取り組みを念頭に置きつつ、協議を行ってまいるという状況でございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで、1番、大谷元江君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） つづいて4番、下川園子君。

○4番（下川園子君） トナム地区への駐在所設置等について伺いたいと思います。

こちら設置要望というのは以前からご尽力いただいておりますが、その後、現在どのような状況にあるかを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問にお答えをします。

駐在所は地域の安心、安全のために欠かせない社会資本であり、取り締まり等に留まらず、駐在所が存在すること自体による犯罪や交通違反に対する抑止的効果も非常に大きいものがあります。

北海道を代表する観光地でもあるトマム地区の治安を維持し、地域住民及びインバウンドをはじめとする観光客の安心、安全を確保することが北海道全体の観光振興を図るためにも必要不可欠であるということの考えから、北海道知事、上川総合振興局、北海道警察本部、北海道警察旭川方面本部長、北海道警察旭川方面富良野警察署長に対して「ぜひ用地は村が提供するので駐在所を設置してほしい」旨の要望書を提出しております。

また、国会議員との意見交換の場においても、占冠村の地域課題に関する要望書を提出し、駐在所の設置に対する支援をお願いしてきたところです。

北海道警察からは、全道の交番、駐在所の設置については人口の動態、事件、事故の発生状況等の治安情勢に加え、地域住民の利便性、地域状況等を総合的に勘案の上、検討しているところであり、トマム地区における駐在所の設置についても同様の観点で検討を行うとの回答を受けております。

トマム地区の住民にとっても駐在所の誘致は悲願とするところであり、昨今の情勢なども訴えながら引き続き要望をしまいたします。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） これまでも安全性を高めるためにパトロールをしていただく、警察の方に強化していただくとか、パトカーで

の警戒強化をしていただいたり、要望も引き続き続けていただいているところではあります。これは長いことこの要望については出されたままの状況が続いているかと思えます。

最近ではやはりトマムの中で、住民が安心できなくなるような事案というのが増えていきますし、コロナ禍が終了して、これから観光客の方も増えていくというのが見えている中で、これも要望などを継続していきますというだけでは、やはりトマムの住民にとっては安心材料にならないなというのが現実だと思います。

もちろんこれまでも、パトロール等など強化していただいているので、今までに比べれば巡回していただいている時間であったり、住民がそういった場所に遭遇するということも増えてきたとは思いますが、やはり警察署員の方の常駐でなかったとしても、交番とか建物とかそういう監視されているよという建物があることによって抑止力が高まるというのもあると思います。

また、パトカーで待機していただいているよりはそういった建物で見守っていただく時間がずっとじゃなくてもあるとか、そういった対応というのも有効的なのではないかと思っています。

以前その要望するときに代替え案などを出してしまうとその際、警察署、駐在所の設置などが難しくなってしまうという観点からも代替え案とかではなく、これからも駐在所の設置を要望していきます。という回答もあったかと思いますが、ここまで設置がなかなか見込めないという状況であります。と、代替え案も必要になってくるのではないかと思います。

そういった代替え案も含めこれから例えば建物だけ認めていただいたものの形で建物を



設置して警察職員の方がパトロールの時に何時間かでもいいので待機をしていただくような場所を作っていただくとか、そういったことも含め要望というのはできないのか。と考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 駐在所の設置について様々な方法がないのかということでありませう。

トマム地区の状況につきましては、私から申し上げるまでもなく、外国人観光客を含む観光入り込み客数の増加や、リゾート関連従業員の増加が今後も見込まれております。また、居住者の出入りも多いことがリゾート地であるトマム地区の特徴とも言えます。

これまでもトマム地区の観光入り込み客数や滞在、定住人口、それから災害時や事故等の状況を訴えながら要望をしまいましたが、北海道警察内部での体制拡充の検討には至っていないことでありました。

しかしながら、トマム地区の駐在所設置は必要であるとの考えには変わりはありませんので、コロナ禍で中断をしていた要望についても、改めて要望させていただいております。

富良野警察署長との懇談の際に設置に向けた取り組みを再度進めたいということで、伝えさせていただいたところでもあります。

上川総合振興局長も変わりましたので、改めて要望させていただくということでもあります。

いずれにしても北海道警察の駐在所の設置については、北海道予算の中で見るということで北海道へ対する要望を強めなければならないと考えておまして、駐在所の設置については体制も含めて、様々な考えがあると思っており、どのような形がよいのかも含めて改めて取り組みを進めてまいりたいと思っております。

おります。

具体例で私が直接言ったのは、現在2名いらっしゃる駐在員をトマムと中央に分けて、休暇とか不在とかをその中で調整をして、それぞれ2箇所警察署運営ができないか。ということぜひ検討してほしい。ということをお願いいたします。

それらは検討されているかどうかについては回答いただいていませんので、わかりませんが、様々な方法があるのではないかとということをお願いしてきたところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 駐在所設置に向けてはやはりいろんな方向から要望していただくことが良いと思うのと同時に、やはりこれから人が増えていく、観光シーズンになって観光客、普段住んでいない住民以外の方の出入りが激しくなることによって、トマムの中、地域の中の道路ですね、道路は結構危ない車がたくさん走っています。スピードも出して、住宅地だと知らないでスピードを出したまま侵入してくる車なども多く存在しています。

駐在所の要望はこれからもしていただきたいとは思いますが、それ以外にやはりパトロールの強化であったり、そういった抑止力を高めるための行動が必要になってくると思います。

もちろん警察の方もパトロールとして定刻であろう時間に回ってきていますが、それ以外に村にも今は交通安全指導車なども導入されましたので、そういった車を使ってパトロールをしていただくとか、交通安全指導といったことはできないかもしれませんが、旗振りですとか啓発活動をするとか、そういったことも検討いただくべきかと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 地域での抑止力を上げるための取り組みということで、コロナ禍前はトママでも旗の波だったり、いろいろやっていました。このコロナ禍でそういった活動が止まっていると思います。

コロナ禍で多分なくなったわけではないのですが、中断をしていると思います。

今年度はやっていませんが、私が記憶しているのはコロナ禍前はやっていたので、交通安全協会等も含めてそういった活動ができれば、検討することはできると思いますので、そのあたり内部で調整をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 私の伝え不足だったところもありましたが、トママ地区でまったく旗の波運動をしていないわけではなく、毎年9月には学校前で旗振りというものもされています。ただ、やはり中央地区に比べると旗振りの回数というのは年に1回しかないという状況ですし、交通安全指導車が導入されたことによって、そういった車が啓発活動を行っているという事実がトママ地区の唯一の交差点のところでできることによって抑止力に繋がると思います。

今後、新たにせっかく車も導入されたので、活用しながら、啓発活動というのを増やしていただきたいと考えておりますが、考えていただけるのか、行っていただけるのかということ伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 交通安全等の取り組みにつきましては、交通安全協会、村含めて活動の中身を、今のご意見ですと再検討もしながら、人に限りはあるので、活動をトママ

にも広げられるかどうか含めて検討をさせていただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 2点目の質問に移らせていただきます。

Jアラート発出時の村の対応についてということで、こちら午前中、木村議員からも一般質問がありましたが、それに関連しての質問になります。

Jアラート等が発出される時というのは、基本的には各自持っているスマートフォン、それからテレビ、ラジオそういったもので情報が発信されているのかと思います。

今回のように、ちょうど登校する時間や、登校してしまったような状況というときは、情報を得る事ができない状況でそこに接している、外出されている人ですとか、児童生徒というのが出てくると思います。

そういった人たちに対して、どのように伝え、どう行動すべきかを村としても示す必要があると考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） Jアラートの発出時の行動ということでのご質問であります。

確かに村内において、携帯電話などを持つ事なく外出している方の多くは村内の小中学校に通う児童生徒であると考えられます。

これらの児童生徒に対しては、あらかじめ有事の際にそれぞれが取るべき行動について、周知、確認、定着を図る事が有効であると考えています。

具体的には毎年やっていますが、村の防災担当者が各学校を訪問して実施する1日防災学校や、学校独自で行われている避難訓練などの機会を活用して有事の際に取るべき行動をしっかりと周知をしていくことが大事だろうと思っておりますので、そういった取り組み

を進めてまいりたいと思います。

今後におきましても、教育委員会や各種関係機関と連携をして、児童生徒の安全を確保するため有事の際の取るべき行動に関する知識の定着を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） こういったJアラートなどが鳴った際の行動について理解はできたのですが、こちら周知の方法としましてそもそも外に出ているときに児童生徒はスマートフォンも持っていないですし、ラジオを持って学校に行くわけでもないの、これが鳴ったからといって外に出てしまった以上わからない状況です。

その時に、これは大人に対してもそうだと思いますが、この国民保護関連情報というのが出たときに、村の防災メールからも一応メールが送信されるような仕組みになっているかと思いますが、今回これが送信された履歴というのが、個人的な携帯の履歴になってしましますが、そちらにはなかったのと、外に出ているときに、防災無線ですとかサイレンが鳴るわけでもなく無音の状態ではエリアメールだけが流れてました。

テレビから緊急速報的なものが入ってきただけの状況だったと認識しております。

今回、メール送信が先ほど木村議員の質問の中でも防災メールですとか、防災無線に不備はなかったと伺っておりますが、不備がなかったということは、今システムは自分たちで発出をしないといけないと言いますか、送信しないとできないような状況なのか、防災無線とかもイメージとしてはそういった緊急速報入ったときに勝手にサイレンが鳴るような状況ではなかったのかなと思っているので

すが、そういった対応というのはどのようになっているのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） Jアラートは、地震情報やミサイル情報などの対処に時間的余裕のない事態に関する情報を占冠村防災情報メールを通じて住民へ連絡するシステムであります。

任意の登録制のメールでありまして現在は210件の登録者がいるという状況であります。

防災訓練の折には、こちらで登録をお手伝いしたりして、登録をいただいておりますが、全体にできている状況はないということであります。

そういったことから、情報を得る事ができない状況の方については、迅速に情報を伝達する事は難しいということからも、普段から有事に備えて情報収集の媒体を携帯しておく、あるいは自助、共助的な行動が住民同士の声掛けや、地域による協力などが必要、大切になってくるのではないかと思うところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 有事の際なので、こういったときに全体に防災無線等で案内を流すとか、サイレンを流すようなことは、やはりできないのでしょうか。伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） サイレンの吹鳴についてはどういったときにやっていいのかというのをここで確認できませんので、調べさせていただきます。

○議長（児玉眞澄君） 下川園子君。

○4番（下川園子君） 全体を通してこういったJアラートというのが最近になってすごく頻発しているようなイメージもありますので、どういうふう、住民はどう動く、行政

はどう動くとか、周知の方法として例えば発生、Jアラートが鳴ったら、自分たちの安全を確保するのももちろん大切なのですが、外にただ歩いている人がいないかとか、そう言うのを確認してから安全な場所に入るとか、占冠ならではの避難方法と言いますか、自主防衛、共助と言ったものもわかりやすい形で周知していく必要もあると思います。そういったものの考えというはおありでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 通常の雨災害、地震災害等は、一定の予知、あるいは場所等がわかりますのでそれらの体制については検討をしてお示しをさせていただいているところですが、このミサイルについてのJアラートについては基本的に国からのメッセージが流れたときには、近くの建物の中か地下に避難、あるいは物陰に身を隠す、地面に伏せて頭部を守る、屋内にいる場合は窓から離れるか窓の無い部屋に移動する。これが弾道ミサイル落下時の行動ということで国が示している内容であります。

私たちも実際にこのJアラートを聞けば、いつどこに落ちてくることか全く想像ができない状況の中で、歩いている人がいれば声掛けとか、共助的な行動をできるようにしておくことが必要でありますし、まずはこの行動を取るということが被害を最小にするということだと思っています。

変にそれぞれが動くと、逆に悪い結果を招く可能性があると思いますので、これらを守り、言葉悪いですが、空襲警報みたいになればいいのですが、そういうシステム、さっきのサイレンでないのですが、システムを検討する必要はあるのかという気はしていますので、サイレンの吹鳴、先ほども言いましたが、サイレンの吹鳴の鳴らし方にある意味決

めて周知するみたいな方法がないのか、消防も広域連合になっていましてサイレン吹鳴については遠隔操作です。

そういったことで昔みたいに人でこうやればすぐ村でできるのですけれども、それらの検討、勉強も必要なかと思うところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） これで4番、下川園子君の一般質問を終わります。

○議長（児玉眞澄君） つづいて3番、細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 私からは大きく2点質問します。

質問の1つ目です。宿泊税の導入について。宿泊税の導入については、令和4年度第8回定例会一般質問において、村長答弁では、観光資源は村の大きな財産であり、宿泊税制度の創設で観光振興財源の確保を図り、令和5年度制度設計を行い、6年度導入予定としています。導入に向けた現在の進捗状況を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 細谷議員のご質問にお答えをいたします。

宿泊税の導入については、本年度の村政執行方針において早期に実施できるよう、国や北海道との調整を進めるとしたところでありまして、令和5年度に制度設計、令和6年度の実施を目指しているとの考えを示したところです。

進捗状況については、5月に北海道観光局と打ち合わせを行い、7月に総務省を訪問して協議をする予定になっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 先ほど村の財政運営について質問、答弁をいただきましたが、大変

厳しい状況にあって、対策として補助金の活用、宿泊税の導入ということをお伺いしました。

この厳しい財源の中、村民の生活の調和は、持続可能な観光振興を図る施策と、安定的な自主財源として重要な取り組みです。

総務省、道の意向や調整もあると思いますが、先行している自治体もあり、早急な対応が必要と考えております。先行導入している自治体の事例を見ると、宿泊業者説明会や制度設計には2から3年の期間を要しております。

ここは早急に対応すべきと思いますが、考えをお伺いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 進捗状況で取り組み遅いとのこと指摘かと思えます。

まずは北海道との協議をして、それから総務省にその旨の意思表示をしなければ、なかなか地元協議を優先させることになりません。当然、総務省段階でも地元協議はどうなっているのかと言われます。地元で反対者がいると、ニセコが今それでストップしているので、国の審査やそういったこともあり、地元協議もしかり、占冠の場合は事業者が少ないので、1戸1戸歩いて、それほど長期間を有するとは思えないので、そういったことで、まずは意思表示しなければ、なかなか地元協議も進まないだろうと思っています。

大きい事業者については、「問題無い」、「ぜひやってください」というお話をいただいておりますが、占冠の場合は小規模事業者もいますし、例えば、免税店をどこに置けばいいのかという課題もあり、それらも含めて、国においては、これらの審議会があるそうです。

審議会で了解を取るのには、3か月から6か月掛かるという話も聞いており、その審議

会を通すためにも議員言われるように、地元協議等の賛成というか、同意が大変重要になってきますし、北海道との協議の同意、これも重要だと聞いておりますので、それら合わせてしっかり導入ができるように取り進めたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 今、道それから総務省への申請という話がありましたが、並行して、村としてやるべきことを施策に向けてやらなければいけないと思います。例えば入客数と税額からの税収、試算です。導入後のシミュレーションなどは行っているのでしょうか。

また、導入に向けたこれからの計画それから作業工程を伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 実施に向けたこれからの計画、作業工程ということでのご質問です。

計画の作業工程であります。ただいま説明したとおりです。北海道との打ち合わせの場においても今年度に制度設計を行って、令和6年4月の実施を目指したい旨は伝えております。その際、他市町村の状況を踏まえ、事業者や住民の理解を得るためにも、周知期間を十分時間を取る事の助言をいただいているところです。

また、総務省からは北海道と市町村の調整も強く求められるとのことでありました。具体的には協議は総務省となりますので、制度導入に向けた準備を現段階では進めるということでご理解をいただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 再度お伺いしますが、今の状況で令和6年度導入可能と考えますか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 住民同意、あるいは申請を含めて、5年度中で可能と考えております。

ただ、先ほども申しあげましたとおり、総務省が設置している審査会を通るのに中身がどういった中身なのか、定かではないですが、3か月から6か月と幅を持たされています。そういったことから、私としては目指しますが、機械的にその日がずれることはあるのかという認識で現在に至るところです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 2つ目の質問に入ります。双民館の運営についてです。

双民館の運営については観光協会が指定管理者となって1年が過ぎました。運営については丸投げの状態とも聞きます。私が見ても方向性を見失い、少し迷走しているのではないかと感じます。

ある一定の運営方針を定めた上で、管理運営を委託すべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 双民館の運営についてのご質問です。

双民館の指定管理にあたっては、非公募により指定管理者を選定しておりますが、選定方法は公募型同様に管理運営方針、施設管理の考え方などを提案いただきまして、村の考える双民館の管理方針に合致していることから当該団体の選定を行っております。

村といたしましても、施設設置者としての責任もあることから担当課において指定管理者と連携を密にし、双民館の利用促進に向けた取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 指定管理制に移行する際に、従業員は数年在中させるとのことでありましたが、指定管理料460万強ほどでほとんどが環境整備、人件費となっており事業の組み立てもできないのではないかと感じます。そのあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 運営に関しましては、選定時に管理運営方針、あるいは施設管理など事業の提案を審査して「それでいいですね。」ということで指定管理をしていただいておりますので、運営の仕方含めて議員ご心配の不十分さがあるとすれば、担当課と指定管理者がしっかり協議をさせていただいて、方向性を決めていくということを努力させていただきたいと思っております。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 管理運営に関してはお伺いしたとおりでと思いますが、施設の老朽化が進み、外壁の崩れ、床の落ち込み、雨漏り、配管の不備等があります。また耐震構造でもないことから、利用者の安全が懸念されますが、今後の改修計画等はあるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 施設の改修に関わることご質問であります。公共施設等については利用者の安全を確保した上で必要な機能を確実に発揮し続ける事が大前提となっております。

損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕を実施することで、大規模な修繕や更新をできるだけ回避する事ができるとされておりますが、指定管理に係る基本協定において、軽微な修繕は指定管理者が速やかに対応する事としておりまして、また令和4年度も実施し

ましたが、30万円を越える改修などは必要に応じて村が実施しております。

実績として、トイレ電気温水器、調理室給湯機等取り換え修繕、あるいは多目的トイレ、女子トイレの床修繕、ホームタンク取り換え修繕等、4年度で200万を越える修繕も行ってありますが、老朽施設ですので、まだまだそういった事業の展開によっては、費用が掛かるものと想定されますので、これらも含めて指定管理者としっかり協議をさせていただきたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 3点目ですが、2点目の質問に関連しますが、仮に何らかの事故が発生した場合、保険対応は整備されているのか、保険の種類等はどういう保険なのか伺います。

例えば、燻製、アイス、チーズ作りの食体験などで、食中毒が起きたそういった場合も対応できるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 保険対応のご質問です。村有施設ですから、建物災害共済、賠償責任保険、これについては村で加入をしています。

また、指定管理者からの聞き取りでは団体による利用においては、それぞれの団体において内容に応じた保険対応をするように依頼すると伺っておりますので、何らかの事故が発生した場合、それぞれ保険対応は可能となっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 細谷誠君。

○3番（細谷誠君） 私も経験上、こういった体験施設に関しては、施設賠償保険のほかいろいろな体験、食体験もアウトドアも全部含め包括の保険として、一人いくらという

形で対応しているのです。今お聞きするとその都度、指定管理者が対応しているということですが、漏れの無いように実施すべきと思います。

質問終わります。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 指定管理者が保険加入をしているのは、団体で来たときに使う団体にできれば掛けてください。ということをやっていますが、村が加入している建物災害共済、これは建物に関わる保険ですから、例えば雪が落ちてきて車が潰れたなどの時も対応になるくらいの建物災害、それから賠償責任はそういった想定される事故、あるいはケガ等に関わっての補償も村が入っていると。

基本的には2つは村が入っているので、多くはそれで賠償できると思うのですが、その他に事業者も入っていただいているということです。

○議長（児玉眞澄君） これで3番、細谷誠君の一般質問を終わります。

ここで2時15分まで休憩します。

休憩 午前2時5分

再開 午後2時15分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。議事進行の前に村長より発言を求められておりますので、発言を許可します。

○村長（田中正治君） 下川議員のご質問の中でサイレンの吹鳴についてどういったときに可能かどうか含めて、聞いてみたいという答弁をさせていただきました。

確認をさせてもらったのですが、現状国民保護管理のサイレン吹鳴は、できないという状況になっているということです。どんな時に吹鳴するのかということなのですが、火災などにより消防団を招集する場合、住民への避

難指示レベル4の時です。

吹鳴パターンは、火災の吹鳴については5秒吹鳴、6秒休止3回とかですね。山林火災吹鳴については10秒吹鳴、2秒休止2回、住民の避難指示については、60秒吹鳴1回というパターンが決まっているようです。

サイレン吹鳴パターンについては、行政区回覧で消防の方から出ていまして、現状ではそのようです。

しっかり国民保護関連のサイレン吹鳴について、再度確認をする必要があるなどということで、ご質問に答弁させていただきたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 一般質問を続けます。5番、藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） それでは質問ですが、3項目に分けて質問いたします。

1つ目の質問になります。除排雪トラック・重機オペレーターの労務単価の見直しについてになります。

令和5年度より北海道開発局では、除排雪トラック、重機オペレーターの労働単価を受従来の一般運転手から特殊運転手とする試行が展開されます。

本村においても、今後、特殊技能を有する除排雪トラック、重機オペレーターの不足が当然、予測されます。

労務単価の見直しは、早急の課題と思われれます。当然、条件のいいところに人は動いていくということが十分予想されますので、そういった意味合いからも村長の考えを伺いたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 藤岡議員のご質問にお答えをいたします。

本村における除雪業務の積算につきまして、北海道が策定する道路除雪業務積算基準

を参考に積算しております。北海道開発局の積算基準が変更になれば、北海道の策定単価もそれぞれ、それに準ずることが予想されます。各関係機関においても積算基準の見直しがあれば、その内容を考慮して対応してまいります。

除雪オペレーターの担い手不足は建設業界全体の共通認識であり、喫緊の課題でもあります。高齢化が進み、次世代を担う中間層、若年層の担い手が不足している実態があることから、担い手の減少や熟練度を補うため経験の浅いオペレーターでも正確で安全性の高い除雪作業の高度化やワンマン化に向けた取り組みが進められております。

現段階に見込まれるオペレーター不足に備え、持続可能な人材育成を計画的に行う必要があることから、村と受注業者間で課題の共有を行ってまいります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 今、村長から答弁いただいた形でその課題について業者さんとの協議を進めていくということで、当然、村長の答弁の中にもありましたが、これからトラック運転手は様々なところで言われておりますが、不足する事は間違いないと。周りを見ても、高齢化が進んでいる現状にあります。

そういった若手人材を登用していく中で、特殊技能ですから、なるべく腕のいいオペレーターを確保するということが非常に重要な事となってきます。なるべく早いうちに手を打ち、村ができることは村がする、業者さんがやることは業者さんがやり、それぞれ重要なことの役割分担ということになりますので、早急な取り組みをしていただければという考えでよろしいか伺いたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 村長。



○村長（田中正治君） 先ほど答弁したとおり、村と受注関係者間で課題の協議を行ってまいります。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 次の質問になります。ふるさと納税の現状と今後の方策についてです。

ふるさと納税の令和4年度の実績、効果、返礼品の取り組みについて伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税の効果と実績ということでのご質問です。

ふるさと納税の令和4年度実績及び効果ですが、寄付件数と寄付金額の総計を申し上げますと、件数は前年比122%増の409件、寄付金額は前年比150%増の2,073万円で、年度の集計では、初めて2,000万円を超える寄付をいただきました。

令和4年度の実績につきましては、広報7月号で報告予定となっているところです。

増額の要因としては、メープルシロップが一定程度確保できたこと、それから、昨年度スタートしたトラベルクーポンが浸透してきたことに加え、今年度より取り扱いを開始したトナムスキー場リフト、ゴンドラの1日券も好調であったことに起因するものです。

また、徐々にではありますが、返礼品を34品目に増やし占冠応援団の獲得に努めてまいりました。

効果につきまして、寄付金額は全額基金に積み立て、寄付者が選択した事業へ充当しておりまして、具体的には平和体験学習派遣事業、保育所運営費、道の駅指定管理、小規模多機能型居宅介護施設指定管理、新規就農支援、森林整備事業に充当をしております。

また、本村の返礼品として人気のある星野リゾートトナムレギュラーシーズン券や1日

券、トラベル割引クーポンなどの体験型返礼品は本村を訪れる機会を作り、さらなる消費を生むなど寄付額には表れない経済効果も大きいと考えております。

今後の方策としては、新たなサイトを開設するほか、富良野沿線自治体とも意見交換を予定しており、占冠応援団の獲得に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 答弁いただいたように、村の中で比較していくと、かなりのスピードで伸びを示していると。これは相当の行政サイドまた、寄付いただいている方の協力、そして返礼品を段取りいただいている方々の努力かと思えます。

そこで、5月29日報道の中での比較ですが、少し読ませてもらうと、大見出しで「巨額寄付生まれ変わる川湯」としまして弟子屈町でした。

こちらが、この制度が始まって今約15年になるのですが、58億というとんでもない金額を達成したと。中身を見ますと、弟子屈町ですから山間の地域ですので、加工品、水産加工というところで、カニですとか、ホタテ、冷凍ホタテ、醤油イクラ漬けとかです。普通こんなことできませんが、なかなか山の中では考え付かないのだけど、要するに、加工が自分のところでやっていたら、当然それは自分の自治体の返礼品ということになるということです。占冠村も占冠村応援隊がどんどん伸びを示しているというところですが、これは非常に税金の革命と言われている。ふるさと納税は、天井がいくら伸びてもいいと。

しかしながら、確かに制度ひとつ変われば不安定要因ではあるのだけど、今はとにかく集めたものが有利という状況にあり、またそ

の活用、使途についても、村長が言われたように様々な項目に活用できる。自前の資金ということになり、自己のお金ですね。ということから、今いろいろ新たな品目、取り組みということで、努力はされているというような話ですが、まだほかの自治体などはこういった、いきなり弟子屈町になれとは言わないが、努力を積み重ねる事によって、まだ自分たちの自前の金で取り組める事が多くなるのかなと思います。

そういった取り組みについて、例えば鹿ですと、今人気のペットフードですとか、そういったものも一部ではもうやっているかもしれませんが、品目について取り組まれる考えはあるかどうか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） ふるさと納税に関わっての商品開発でございますが、議員言われるとおり、巨額というか多くの寄付金を集めている自治体は水産加工、それから牛肉系が中心で、上川管内が苦戦しているのは山村地区ということで、上川は苦戦をしているとそういった中でも、寄付を2億、3億と集めている自治体もありますので、それはその自治体の努力なのかなと思いますが、今言われるように選ばれる商品を多く持っていないとネットで探してポチっとするので、その中で押すときに商品が多いと目に付くらしいです。それを見て押す機会を多く持っているところは、どうしても寄付が多く集まるというような話も聞きますので、商品をいろいろな物を用意しておくということは、大変重要な事のだろうと思います。

占冠もこのコロナが明けて、トマムのトラベル、あるいはリフト等々、宿泊系、体験系が少し復活をしてきているということで、大変いい方向に向かっているのだろうと思って

おります。

メープルシロップも順調で、メープルシロップの516万あるいは星野リゾートシーズン券の468万、それからトラベルクーポンの600万、これらが主流です。特産品に関しても、当然寄付をいただいておりますので、議員言われるように、去年目立ったところは、放牧のジンギスカンが少し出たり、ゆり根が出たり、そういった地元で採れるものも段々少しずつ定着して、リピーターを取れるようになってくれば、もう少し伸びます。新たな商品開発も含めて担当のほうでも検討をさせていただいているという状況ですので、なんとか増やせる方向で努力をさせていただきたいと考えています。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 新たな商品開発と取り組みについては、今、答弁いただいた内容でよろしいかと思います。

そこで、もうひとつ課題として上がってくるのは、在庫切れ。せっかく人気が出たのに出せない。これ非常に悔しい思いを實際されている点が多々あるのではないかと。応援隊から見たときにも、「なんだ、占冠のとうきび食べたかったのにもうないの」と「メロン食べたと思って注文しようと思ったらないの」もちろん返礼品ですから、主は寄付があって返礼ですが、それも占冠村の味を味わいたいというような、そういった返礼品のある程度の在庫確保、100%注文が出たら出してという話でしてしまうと、「いやもうないんだ」って話になりかねないので、ある程度の去年のデータ等で今年の実績、相手方、生産、協力いただいている企業さんの協力は重要になってくるので、その在庫確保、こういった取り組みについて必要かと思うのですが村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 申し込みに対する返礼品の量ということでございます。

メープルシロップについては、限定販売でするので数量限定で先行予約を取り、そういうことはさせていただいております。

とうもろこしは、たまたま害獣被害で物が無くなって送れなかったことも経験はしておりますが、基本的には前年くらいの量を何個かという調整はできると思いますが、量の確保というのも前年を参考にしながら、生産者とも協議をさせていただいて、なんとか確保できるような調整をさせていただければと思うところです。

基本的にはその時期に対応できるだけの生産があるかどうかということですから、自然の環境によっては無い場合もあり、ただ申し込みを受けて「ありません」ということもなかなか難しいですが、産地偽装のないように、地元の商品を確保するというところで努力をしていきたいと村としても協力を求めています。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 次に関連2番目の企業版ふるさと納税の取り組み状況ということでお伺いしたいのですが、参考までに管内の中富良野町の企業版ふるさと納税というところは、ホームページを見ますと、占冠のまち・ひと・しごとゼロカーボン比べると取り組みては、ほとんど差が無いです。中身の細かいところはわかりませんが、でもホームページで見ると遜色ないくらいのレベルのものを謳っている。そして、代表的なところでは、自動車メーカーのホンダ、こちらが協賛して寄付している。ほかの企業もありますが、そういった現状も踏まえて、本村として今の状況、そして今後の展開について伺いた

いと思います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 企業版ふるさと納税の取り組み状況についてであります。

企業版ふるさと納税につきましては、令和5年3月31日付で内閣府から地域再生計画の認定を受けております。

企業版ふるさと納税制度は新たな民間資金の流れを巻き起こし、地方創生の取り組みを進化させることを目的にスタートしておりますが、法人が本村の取り組むプロジェクトの趣旨に賛同した結果として寄付が行われる仕組みにしていかなければなりません。

3月定例会においても占冠村ふるさと納税地方創生基金条例の議決をいただいておりますが、ポイントは企業へのアプローチをどのようにしていくかであると考えておりますので、次のステップとして本村の取り組みのPRに努めてまいりたいと考えております。

現状では実績としてはありません。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 3つ目の質問をいたします。

商工業者の物価高騰対策について、3月にも6月の電気料金大幅な値上げ予測が見込まれる中、質問させていただいたときには、30何%の電気料金の値上げ予想は大きく報道されておりました。結果的には、6月1日の新聞報道によりますと、ほくでん23.2%値上げ、標準世帯月1,518円と。これは、一般家庭の話です。

私がお伺いしたいのは、商工業者さんについてなのですが、23.5%って言ったら約123.5%ですから、商売、商業やっておられる方から見たら大変な冷蔵庫じゃない、冷凍庫じゃないとか、一例を上げますと。すべては電気料金に依存されていますので、付随しこ

れからも物価の高騰は十分に予想されます。それがこの6月1日から始まってしまったと。現実のものとなった中で、特に村内の商工業者、特に小規模、零細の方々が最初に、こう打撃、体力がどうしても小さいので、受けられるのかなというところに、事業継続困難、廃業、倒産なんて声を聞かなくてもいいように、なんらかの方策が必要かと思いますが、村長の考えを伺います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 電気料の大幅値上げを受けての商工事業者の救済策ということがあります。

村としても電気料金の大幅値上げの影響は小規模事業者のみならず、大変大きいものであると考えているところであります。

議員ご質問の小規模事業者への救済策についてですが、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるように交付をされます。電力、ガス、食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用しまして、より多くの事業者に影響が出る有効なものとして実施をしておりますプレミアム商品券を当初予定を増刷して、実施をさせていただいたところです。

生活者、事業者支援を行うための補正予算も本定例会で上程をしているところです。

プレミアム商品券の村内の加盟店は54店舗ありまして、経済の地域内循環が図られることから、生活者はもちろん事業者への効果も大きいものがあると考えているところであります。

それと合わせて、電気料金値上げへの直接的な支援ではありませんが、信用力、それから担保力の不足等の理由により金融機関との

取引が困難となっている商工業者への事業用資金の調達を容易にして、もって緊急的に商工業者の経営安定に資する事を目的とした、占冠村商工業者特別対策資金融資制度または中小企業の維持発展に要する資金の貸し付けの円滑化を促進し、且つ利子補給によって支払利息の軽減により、企業の健全育成及び振興を図る事を目的として実施して、占冠中小企業振興資金融資制度を設けているところであります。融資の対象や種類、村長が指定する金融機関の審査など一定の要件はございますが、既存制度を活用いただければと考えております。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 村長からプレミアム商品券、占冠村商工業者特別対策資金融資制度といったものが2つあって、特に中小、零細向けについては、平成15年より運用されているという中身について今、村長お話いただいたのかと思います。

私も中身拝見する中で、なかなか取り組みとして、よくできていると見ました。

しかし、このコロナ前までは、多分これである程度運用もでき、救済策も打っていたのかという感じはします。ここに来て、コロナでかなりそういった企業さんもそのコロナ期間中については、直接、商工会を通して現金で救済するというような方策でうまく凌げましたが、今後はこの施策ではなく次の通常の状態はどう救済していくか、助けていく、かという策のところに入っています。この資料等々を眺めて、見させてもらった中で、いくつか私なりに感じたところなのですが、まず、審査制度等々、これは従来の形のメンバー構成で当然十分中身協議されてやっておられるから、ひとつには、お金の面ですが、金融機関への預託金。これ中小零細に対しては、預

託金1,000万、貸付金150万というような、お  
おむね返済期間が5年、多少猶予はあるのか  
もしれません。ここで感じるのが、預託する  
金額が上限アップ1,000万としていますが、  
それで予算組んでいますので、もしその資金  
で足りなくなったときは金融機関でその預託  
金はある程度当てにしているわけで、その積  
み増し、また、貸付金については150万円とい  
う金額で制度ができておりますが、これが果  
たして今この150万円という金額でいいのか、  
今、200万、300万が必要な話ではなくて、中  
身十分早急に検討する必要があるのではない  
かと感じました。

また、返済期間においては、あつという間  
に5年が来てしまって、十分な体力回復せず、  
ある程度の金額をお借りした場合に返すだけ  
で終わってしまい、緊急の状態、またすぐ貸  
してくれという状態になりかねないので、私  
が見る中では感じました。

そのへんの取り組み、条件緩和、また中身  
の見直しについて考えがあれば伺いたいと思  
います。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 村の融資制度に関わ  
っての条件のご指摘かなと思いますが、この  
占冠村商工業者特別対策資金融資制度につい  
ては、村との契約により旭川信用金庫富良野  
支店が取り扱い金融機関となっております、  
対策資金の融資枠が議員言われるとおり1,000  
万、1融資当たり150万円以内で融資期間は5  
年以内としております。

制度内容の条件緩和などに取り組む考えは  
あるのかというご質問であります。先ほど  
も説明いたしました。本制度は信用力、担  
保力の不足等の理由により、金融機関との取  
引が困難となっている商工業者等への支援制  
度でありまして、緊急的に商工業者等の経営

安定に資することを目的とした、繋ぎ融資が  
趣旨となっております。

融資枠の拡大などはその後の経営継続に支  
障をきたす要因となり、制度の目的の趣旨か  
ら外れてしまいかねませんので、現段階での  
条件緩和等については考えていません。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 現時においての見直  
し等については考えておられないという中で、  
お金についての質問させていただきましたが、  
救済策、支援策というところを見ていったと  
きに、例えば、占冠村における道の駅、私な  
んかも利用する中で非常に閉塞感というか、  
もう少し今の道の駅という目から見たときに、  
当然感じられた方も多くおられるのではない  
かと思います。もう少し彼らが活躍しやすい、  
取り組みやすいような箱物、中の改装という  
か、そういった取り組みも必要ではないだ  
ろうか。

今のままでは、一部には目は入りますが、  
「あら、こんなところもあったの」というよ  
うな建物造られてから古く。またショッピング  
モールからの道の駅という中で、なかなか  
「帯に短し、襷に長し」みたいな話で100%は  
ないことはわかりますが、もうそろそろ資金  
はかかるだろうけれども、そういった本格的  
な改装の時期にもきているだろうと。

せっかく、こういった多くの観光客の方が  
見えられ、「占冠の道の駅ちょっと入ってみま  
しょう。どんな感じかしら」と入ってきたと  
きに「え」というような意識で、リピーター  
になっていただけないようなことになりかね  
ない。最初は観光バスで来たけど今度はマイ  
カーで来たいと思っていただけるような取り  
組みはされる考えはあるか。

当然、商業屋さんの支援策も含めての中身

です。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 小規模事業者の支援ということで、村施設の器をなんとか改修して、合わせて事業者を救済してほしいというようなことだったと思います。

基本的には道の駅で営業されている方については、この融資枠の中でできるのかなとっておりますが、道の駅の改修につきましては、また別な議論になりますけども、私としては、やはり宿泊税を早く決めて、道の駅をぜひ活性化するための施設整備をしたいという思いはあるわけです。

用地も含めていろいろと調整をさせていただいておりますが、なんといっても用地をまずきちんと整備して、それから資金は、財政的な資金ができたときに思い切って道の駅を占冠の観光の窓口としてできるような改修ができないものかということで考えております。

これは私の頭の中ですので、そういう方向でなんとかできないかということで考えておりまして、ぜひ実現をしたいなということで、下準備をいろいろとやっているところです。

周りを見ると道路の問題、駐車場の問題、それから施設の問題、様々ありますので、それら総合的に解決をしながら、観光の入り口となる道の駅をぜひ改修をしたいと考えておりますので、ここでの回答になるかどうかわかりませんが、そういった状況であるということでご理解いただければありがたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 藤岡幸次君。

○5番（藤岡幸次君） 村長答弁いただいた中身については、大きな宿泊税導入等々の資金をきちんと計画の中に入れ、箱物、用地というような話でかなり本格的な話のだろうと、当然そういった取り組みは私もいいかと思

います。

私が申し上げたのは、規模の小さい話で箱は今の箱を使い、中のリニューアルをすべき時に来ているのではかというところを感じましたので、質問とさせていただきます。

今いろんな道の駅等を回る中で、使い勝手の悪さというのは、多くの方が感じています。そんな箱や用地とか、そういう時間と金の掛かるのは最終目標で、そのとおりでいいかと思えます。駐車場も含めて。今あるものをまずリニューアルし、ある程度の金額も抑えた中で有効なものを活用できるような取り組みをする考えがないかお伺いしたかったということです。

○議長（児玉眞澄君） 村長。

○村長（田中正治君） 現状ですね、指定管理者による出店者含めて、運営がされている状況ということもありますし、逆に言うと出店者含めてすべて見直さなければリニューアルも難しい状況なのかと思っております。今のところリニューアルというよりも、もっと人が呼べるメニュー、施設にならないものかなと、いろいろなことを担当とも話しさせてもらっておりますので、今ここで何かをしますとは申し上げられませんが、そういった努力はさせていただきたいと思えます。

○議長（児玉眞澄君） 以上をもって一般質問を終わります。

ここで3時5分まで休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時5分

○議長（児玉眞澄君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。議事を進行します。

---

#### ◎日程第4 承認第1号から

#### 日程第5 承認第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第4、承認第1

号、専決処分につき承認を求めることについての件から、日程第5、承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、2件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

承認第1号及び承認第2号について、総務課長三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書1ページをお願いいたします。

承認第1号、専決処分につき承認を求めることについて説明します。

本件は、緊急執行を要したもので、地方自治法第179条、第1項の規定により、専決処分したため、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

内容については、地方税法等の一部改正及び森林環境税等の導入に伴い、本条例の一部を改正するものです。

施行期日につきましては、原則、令和5年4月1日から施行し、一部経過措置を設けるものです。以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

つづきまして、議案書11ページをお願いいたします。

承認第2号、専決処分につき承認を求めることについてご説明します。

本件も地方自治法第179条第1項に規定に基づく専決処分についてです。内容は地方税法等の一部改正に伴い、健康保険税の負荷限度額を見なおすほか、将来の全道統一保険料に向け、段階な税率変更を行うため、本条例の一部を改正するものです。

施行期日については、令和5年4月1日から施行するものです。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで、提案理由の

説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 専決処分ということですが、まず承認第1号で、森林環境税が導入され、令和6年から賦課徴収されるということです。今までは、環境税が徴収されず、森林環境譲与税として、令和元年から先行されており、いよいよお金が取られ、その使い道に納税者の目が向けられると思います。令和3年度の森林環境譲与税に関する決算が、ホームページに載っております。

拝見しましたら、今まで660万ほど、この譲与税が交付されたわけですが、500万が基金積立てになっています。せっかく納税しても、有効に使われず、貯金に充てるということでは困ると思いますので、森林環境譲与税の使い道を明確にしていかなくはないと思います。そのへんの答えをお願いいたします。

それから、承認第2号について。専決処分されてますが、国民健康保険税が地方税の改正により、また多く取られるのですが、3点ほどお聞きします。

税率が改正されるということで、村の国保税が上がるという話でありまして、均等割りで3,700円、平等割で1,000円、合わせて4,700円多く徴収されます。さらに所得割を見ますと、医療給付分で0.6%、後期高齢者支援金分で0.2%、税率を上げるとのこと、かなりの賦課増となることは、明らかであると思います。

令和3年度の村の決算審査資料では、現年度分収納率が98.32から96.55と低下しておりますし、収入未済額も45万1,559円から81万6,300円と増えている状態です。

国保税が上がることで、かなりの影響が考えられますが、その見解についてお尋ねする

ことが第1点。

それから、均等割、平等割の軽減を判定する世帯の所得基準の改正が、盛り込まれております。例えば、今回の所得基準の改正で、令和3年決算時は国保加入世帯が177人、被保険者数284人ということですが、令和3年の所得のままという前提で、この7割、5割、2割との軽減対象が大体どのくらいあるのかわかっていたのが第2点。

この国保は全道一律平準化とのことで、なるべく全道一律の保険料にしたいため変わってきているわけですが、令和12年が目標の年らしいとのことで、占冠村の保険料は、どの程度高くなると考えているのかお聞きします。

以上4点です。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 木村議員より森林環境譲与税の活用、それをどう林業政策の中で具体的に行っていくのかといったご質問をいただきました。お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、森林環境譲与税がスタートした時点で、全国の市町村に森林の面積あるいは、林業労働者の人口に占める割合、地方自治体の林業に関わる予算規模ですとか、係数が査定され、配算をされたということが、経過にあります。

したがって、当初予算で配算をされている森林環境譲与税が、額的に少ないという現象もあらわれ、全国的に森林環境譲与税の譲与額の過多で様々な論争が行われとことは、ご承知のとおりだろうと思います。

そこで本村では当初、基金繰り入れということで、森林環境譲与税の基金創設し、繰り入れていたとのことですが、ご案内のとおり、この森林環境譲与税の活用ということで、3つの事業を創り、その目的を明確に定めなが

ら、森林環境譲与税の活用を図りつつ、森林林業の活性化を図っていくということを目指しているところでございます。

1つは、占冠地域林業振興事業ということで、補助の目的として、森林の若返りと高性能林業機械の促進ということで、補助の内容としては、高性能林業機械のレンタル等に関わる実行経費の3分の1また、250万円以内のいずれかの安価な額を補助する内容になっています。

大きな2つ目に占冠村林業担い手対策事業ということで、その目的は林業技術の継承と、担い手の育成定着ということで、補助の内容としては、事業者が従業員に対し、技術指導等に掛かる経費で、1日当たり一人1,000円上限は、年間150日3年以内となっていますが、そのような補助の目的が1つ。

もう1つは、住居賃貸に掛かる経費で、上限額月2万円3年以内に限定されていますが、そのいった賃貸の住宅の経費ということで補助の内容を定めております。

目的としては、新たな森林林業に携わる労働者を占冠村に移住していただき、占冠村の林業事業体にお勤めいただきながら、村の林業の担い手に育っていただく。そのためにご本人に対しての賃貸住宅の補助、そして企業に対しては、初心者に対しての技術指導をってもらう事業の内容です。

最後になりますが、占冠村林業労働安全推進事業で、目的は、林業就労者の安全性の向上です。補助の内容としては、蜂刺され災害防止に関わってのエピペン自動注射器の支給経費に関しては全額補助。あるいは、安全装備品の支給に要した経費の半額または、6万円のいずれか安価な額を助成をしています。

ヘルメット、スパイク長靴などの、身の回りの装備を整えて事業にあたっていただき、



安全労働に徹していただくことで助成をしています。

以上この3つの制度設計を行いながら、全額、森林環境譲与税を活用して、人づくり、森づくり、村づくりを行う考えでおります。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

国保税の関係ですが、まず、1点目の収納率の関係でございますが、令和2年から令和3年度では収納は、率全体で96.55%と令和2年度よりも減少してきたわけですが、令和4年度におきましては、収納率向上が図られまして、98.26%で令和4年度については、担当者の努力等により、収納率が向上しているところです。今後も受益者負担の原則に基づき収納率の向上に努めていきたいと考えています。

つづきまして、軽減税率の関係でございますが、7割軽減、5割軽減、2割軽減ということで、税率改正したことにより、対象者がどのくらい出るのかとの質問でした。令和5年度の積算における試算においては、まず、均等割りでは7割軽減、57人、5割軽減が54人、2割軽減が39人で合計が150人で減額額が154万1,000円と試算をしています。

平等割につきましては、7割軽減が44人、5割軽減が30人、2割軽減が22人ということで、合計96人で軽減額が97万4,000円と試算しているところです。

3つ目のご質問で、令和12年度までにどのくらい高くなるかとのことですが、これにつきましては、令和4年10月での試算の状況で、令和12年度国保税の試算では、令和4年から令和12年度までに約1,000万円強の増加が試算されております。

賦課総額でいきますと令和12年度では、4,684万2,000円が試算の状況となっております。

以上でございます。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） まず、森林環境譲与税ですが、3つの制度により行うとの話でしたが、エピペンの注射代であるとかで、500満円の住宅補助や、機械の補助、人材、基金を使い切るには相当な事だと思えます。

譲与税が森林整備及びその促進に関する費用に充てるためとのことで、94%ある村の森林を大きな森林施策が必要ではないかと思えます。

エピペンもいいですが、人材の2万補助であるとか、3万円補助では使い切れないくらいのお金で、もっと大きな施策が必要と思えます。

使い方について、どのようにして使えばいいかということをもう少し審議して、いただけたらと思えます。

国保の関係です。令和4年度の収納率が上がってきているとのことですが、これから納めるので、令和5年、令和6年と続くところの話ですから、そのところをお答え願います。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 木村議員のご質問にお答えいたします。

大きく活用するそのような制度の設計、そういう視点も必要ではないかという、ご質問の趣旨かと思えます。

言葉足りませんでしたが、先ほど最初に質問しました占冠地域林業振興事業は高性能林業機械のレンタルということの経費でございます。

目的が森林の若返りと高性能林業機械化の

促進ということで、森林施業プランナーの資格を持った事業者が村内に存在しております。あるいは富良野地区森林組合の職員の中にもこのプランナーの資格を持った人間がおります。

したがって、そういった地元に精通した人間が地元の山で仕事をする。具体的には、間伐をする、あるいは、試伐をする、そして、間伐、主伐をした後には再造林していく。その繰り返しの作業をこのプランナーなどの資格を持った方々と村有林、民有林が連携をしながら仕事をする。そして従来型の人手に頼る仕事のやり方ではなく、高性能林業機械という大きな機械化が進んでおりますので、そういった機会を活用したそれにふさわしい面積と事業で仕事をしていこう、林業を活性化させていこうというための振興事業の内容と目的になっております。

例えば、フォワダーという、キャタピラの付いた木材の丸太を運搬する機械とか、グラップルという、木を握り、方向転換をしながら配積みをする機械等そういった様々な林業機械が開発されているので、そういった機械化を進めながら、それに見合った事業を行っていきたいと考えていますので、ぜひご理解のほどお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員のご質問にお答えします。

収納率の関係ですは、令和4年度で98.32%ということで上昇しております。国保税の負担の増によって被保険者様の負担が増えていくと、収納率が懸念されるところでございますが、収納率の向上、維持に向けて、今後も努力をしていきたいと、考えています。

○議長（児玉眞澄君） 木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 森林環境譲与税のことで、機械化で行うとのことですが、その機械をどうするか、扱うかなどではなく、この村の94%ある村の森林を根本的に、どのようにしてこの森林を進めていくのかが大事ですのでもう一度お願いします。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 木村議員のご質問にお答えします。

98%森林の中で、所有形態はご案内のとおり国有林が一番多くあります。そして、村有林、民有林はごくわずかな面積でございます。

所有形態が違いますので、管理の形態も違ってくることは当然のことでございます。大きな面積を管理している上川南部森林管理署と村とで協定を結んで共同土場というものを作っております。

例えば、森林から丸太を生産して、その丸太をトラックで運材をして、その共同の土場、約1ヘクタールほどありますが、そこで堆積をして、しかるべき時期に運搬をするということで、市場の価格に応じたきめ細かな運材を行っていこうと協定なども結んでいるところでございます。

したがって、所有形態は3つありますが、それぞれの特徴、あるいはそれぞれの特徴、そういったものを活かしながら森林の経営に充てっていくというのが、大前提だろうと思います。

その際には、人工林が現在主伐期を迎えておりますので、主伐するものは、切ってそして再造林を促して資源の循環利用を図っていく、そういうイメージでおりますので、議員ご指摘のとおり、森林林業は、永久に続く営みでありますので、その営みの中でこの村の森林を大きく守り育てていきたいと考えているところでありますので、ご理解のほど願

いたします。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑はありますか。

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を省略します。

これから承認第1号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第2号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第2号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

## ◎日程第6 承認第3号から

### 日程第16 承認第13号

○議長（児玉眞澄君） 日程第6、承認第3号、専決処分につき承認を求めることについての件から、日程第16、承認第13号、専決処分につき承認を求めることについてまでの件、11件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

承認第3号、承認第5号及び承認第13号について、総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは議案書15ページをお願いいたします。

承認第3号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件も専決処分に関するものです。

議案書16ページをお開き下さい。本件は令和4年度占冠村一般会計補正予算第10号で歳入歳出それぞれ430万円を追加し、歳入、歳出予算の総額をそれぞれ28億1,230万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出補正予算によります。

以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書17ページをお願いいたします。

7款、地方消費税交付金、1項、地方消費税交付金は430万円の増額です。

次に歳出について説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は60万円の増額。

12款、公債費、1項、公債費、370万円の増額です。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

つづきまして、議案書33ページをお願いいたします。

承認第5号、専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。本件も専決処分に関するものでございます。

議案書34ページをお願いいたします。

本件は令和4年度占冠村一般会計補正予算第11号で歳入歳出それぞれ、1億430万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、27億800万円としようとするものでございます。

当該補正予算は主に年度末にあたって、歳入及び歳出の整理を行ったものです。

歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分

ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

また、地方債の変更は第2表、地方債補正によります。

以下第1表、歳入歳出予算補正によりご説明します。

議案書35ページをお願いいたします。

歳入からご説明いたします。

1款、村税、1項、村民税、2,642万6,000円の減額。2項、固定資産税、2,413万5,000円の増額、3項、軽自動車税、6万5,000円の増額、4項、村たばこ税、54万3,000円の増額、

2款、地方譲与税、1項、地方揮発油譲与税、79万4,000円の増額、2項、自動車重量譲与税、333万1,000円の増額。

3款、利子割交付金、1項、利子割交付金、14万2,000円の減額。

4款、配当割交付金、1項、配当交付金、14万3,000円の増額

5款、株式等譲渡所得割交付金、1項、株式等譲渡所得割交付金、16万円の増額。

6款、法人事業税交付金、1項、法人業税交付金、71万9,000円の減額。

7款、地方消費税交付金、1項、地方消費税交付金、264万7,000円の増額。

8款、環境性能割交付金、1項、環境性能割交付金、38万5,000円の増額。

9款、地方特例交付金、2項、新型コロナウイルス感染症対策地方減収補填特別交付金、1,000円の減額

10款、地方交付税、1項、地方交付税、5,908万円の増額。

36ページをお願いいたします。

11款、交通安全対策特別交付金、1項、交通安全対策特別交付金は、1,000円の減額。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料は、94万円の増額。2項、手数料、20万1,000円の

増額。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金は、172万5,000円の減額、2項、国庫補助金は、248万円の増額、3項、委託金は、45万9,000円の増額。

15款、道支出金、1項、道負担金は、76万1,000円の減額。2項、道補助金は、78万5,000円の減額。3項、委託金は、32万円の増額。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、301万8,000円の増額。2項、財産売払収入は、50万4,000円の減額。

17款、寄付金、1項、寄付金は、165万7,000円の増額

18款、繰入金、1項、繰入金は、1億6,625万2,000円の減額でございます。

20款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料は、1万円の減額。3項、貸付金元利収入は、38万4,000円の減額。4項、受託授業収入は、269万1,000円の増額。5項、雑入は、336万1,000円の増額でございます。

37ページをお願いいたします。

21款、村債、1項、村債は、490万円の減額でございます。

歳入合計の減額は、1億430万円です。

次に歳出についてご説明申し上げます。

議案書38ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費は、581万9,000円の減額。2項、徴税費は、40万5,000円の減額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は、1,242万3,000円の減額。2項、児童福祉費は、328万9,000円の減額。

4款、衛生費、1項、保険衛生費は、1,233万円の減額。2項、清掃費、165万円の減額。

6款、農林業費、1項、農業費は、210万2,000円の減額。2項、林業費は、431万7,000

円の減額。

7款、商工費、1項、商工費は、1,043万円の減額でございます。

5款、土木費、1項、道路興橋梁費は、130万7,000円の減額。3項、住宅費は、233万9,000円の減額。4項、都市計画費は、210万5,000円の減額でございます。

10款、教育費、1項、教育総務費は、436万4,000円の減額。

14款、職員費、1項、職員費は、1億4,142万円の減額。

歳出合計は1億430万円の減額です。

つづきまして、議案書39ページ地方債の変更は、第2表、地方債補正のとおり、過疎対策事業債2本の限度額を変更するものでございます。

以上ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

つづきまして、議案書159ページをお願いいたします。

議案書159ページ、承認第13号、専決処分につき承認を求めることについてご説明申し上げます。

本件も専決処分に関するものでございます。議案書160ページをお願いいたします。

本件の内容は、令和5年度占冠村一般会計補正予算第1号で歳入歳出それぞれ、770万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、26億6,670万円としようとするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

当該補正予算の主な内容は、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備に要する費用及び村内福祉施設の給湯施設の修繕に要する費

用を計上したものでございます。

以下、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書161ページをお願いいたします。

歳入からご説明申し上げます。

14款、国庫支出金、1項、国庫支出金は、227万7,000円の増額。2項、国庫補助金、192万3,000円の増額。

19款、1項、繰越金は、350万円の増額。

歳入合計770万円の増額です。

つづきまして、162ページをお願いいたします。

次に歳出のご説明を申し上げます。

3款、民生費、1項、社会福祉は、350万円の増額。

4款、衛生費、1項、保険衛生費は、420万円の増額。

歳入合計は、770万円の増額となっております。説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 承認第4号、承認第8号及び承認第9号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書25ページをお願いいたします。

承認第4号、専決処分につき承認を求めることについてご説明いたします。

緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により別紙専決処分書のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書26ページをお願いいたします。令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入

歳出それぞれ1億1,320万円としようとするものです。

歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出補正予算によります。

議案書27ページお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正によりご説明いたします。

3款、繰入金、1項、繰入金は、60万円の増額でございます。

28ページお願いいたします。

歳出についてご説明いたします。

1款、総務費、1項、総務管理費は、39万円の増額。

3款、公債費、1項、公債費は、21万円の増額でございます。

歳出の合計で60万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくよろしくお願いいたします。

つづきまして、109ページお願いいたします。

承認第8号、専決処分につき承認を求めることについて、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるところでございます。

議案書110ページお願いいたします。

令和4年度占冠村簡易水道事業特別会計補正予算第5号についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億1,350万円としようとするものです。

歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書111ページお願いいたします。

1款、使用料及び手数料、1項、使用料は、30万円の増額です。

次に歳出についてご説明いたします。

112ページお願いいたします。

1款、総務費、1項、総務管理費は、110万円の増額。

2款、管理費、1項、施設管理費は、80万円の減額です。

歳出の合計で30万円の増額でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくよろしくお願いいたします。

つづきまして、議案書117ページお願いいたします。

承認第9号、専決処分につき承認を求めることについて、緊急執行を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。

議案書118ページお願いいたします。

令和4年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第4号についてご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億510万円としようとするものでございます。

歳入歳出補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書119ページお願いいたします。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料は、90万円の増額。

4款、繰入金、1項、繰入金は、140万円の減額です。

歳入における補正額の合計は、50万円の減額でございます。

次に歳出についてご説明いたします。

議案書120ページお願いいたします。

2款、管理費、1項、施設管理費は、50万円の減額でございます。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） つづいて、承認第6号、承認第7号、承認第11号及び承認第12号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書83ページをお願いいたします。

承認第6号、専決処分につき承認を求めることについて提案理由をご説明いたします。

本件は、緊急執行を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案書84ページをお願いいたします。

本件の内容は、令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第5号であります。

令和4年度占冠村国民健康保険事業特別会計補正予算第5号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、880万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1億3,510万円とするものです。

議案書85ページ、第1表、歳入歳出予算補正により歳入からご説明申し上げます。

1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税は、38万1,000円の減額。

3款、国庫支出金、1項、国庫補助金は、140万円の減額。

4款、道支出金、1項、道補助金は、703万9,000円の減額。

7款、諸収入、2項、受託事業収入は、1万3,000円の増額。3項、雑入は、7,000円の増額で、計2万円の増額です。

次に86ページ歳出です。

1款、総務費、1項、総務管理費は、310万2,000円の増額。

2款、保険給付費、1項、療養諸費は、880万1,000円の減額。2項、高額医療費は、249万6,000円の減額。3項、移送費は、1,000円の減額。4項、出産育児諸費は、42万円の減額。6項、傷病手当金は、17万円の減額。

計1,189万7,000円の減額でございます。

5款、保険事業費、1項、特定健康診査等事業費は、5,000円の減額でございます。

以上です。

次に99ページをお願いいたします。

承認第7号、専決処分につき承認を求めることについてについての提案理由についてご説明いたします。

本件は、緊急執行を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により、報告し議会の承認を求めるものです。

100ページをお願いいたします。

内容につきましては、令和4年度村立診療所特別会計補正予算第4号でございます。

令和4年度村立診療所特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、870万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7,520万円とするものです。

101ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正により、歳入からご説明申し上げます。

1 款、診療収入、1 項、外来収入は、176万7,000円の減額。2 項、その他の診療収入は、177万3,000円の増額。

計6,000円の増額でございます。

3 款、道支出金、1 項、道補助金は、994万円の増額でございます。

4 款、繰入金、1 項、繰入金は、970万円の減額でございます。

102ページをお願いいたします。

次に歳出です。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は、220万円の減額。

2 款、医業費、1 項、医業費は、650万円の減額でございます。

以上です。

次に141ページをお願いいたします。

承認第11号、専決処分につき承認を求めることについての提案理由についてご説明いたします。

本件は、緊急執行を要したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により、報告し議会の承認を求めるものでございます。

142ページをお願いいたします。

内容は、令和4年度占冠村高齢者医療特別会計補正予算第2号でございます。

令和4年度占冠村後期高齢者医療特別会計補正予算第2号は歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、10万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1,920万円とするものです。

143ページをお願いします。第1表、歳入歳出予算補正により歳入からご説明申し上げます。

1 款、後期高齢者医療保険料、1 項、後期高齢者医療保険料は、20万円の増額。

3 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金は、30万円の減額でございます。

次に144ページをお願いいたします。

歳出です。

2 款、後期高齢者医療広域連合納付金、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金は、10万円の減額でございます。

以上です。

次に149ページをお願いいたします。

承認第12号、専決処分につき承認を求めることについての提案理由のご説明いたします。

本件は、緊急執行を要したもので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けで、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

150ページをお願いいたします。

内容は、令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第4号です。

令和4年度占冠村歯科診療所事業特別会計補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ、60万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,380万円とするものです。

151ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正により歳入からご説明申し上げます。

1 款、診療収入、1 項、診療収入は、43万円の減額。

2 款、使用料及び手数料、1 項、手数料は、13万円の増額。

3 款、繰入金、1 項、繰入金は、30万円の減額でございます。

次に152ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款、総務管理費、1 項、施設管理費は、43万6,000円の増額。



2 款、医業費、1 項、医業費は、103 万 6,000 円の減額でございます。

以上承認第 6 号、承認 7 号、承認第 11 号、承認第 12 号のご説明を申し上げます。

ご承認いたしますようよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 承認第 10 号については、福祉子育て支援課長、岡崎至司君。

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） 議案書 125 ページをお願いいたします。

承認第 10 号、専決処分につき承認を求めることについて。

緊急執行を要したので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものです。

議案書 126 ページをお願いいたします。

令和 4 年度占冠村介護保険特別会計補正予算第 3 号は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2,060 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、1 億 1,440 万円とするものです。

内容についてご説明申し上げます。

127 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

歳入からご説明申し上げます。

1 款、介護保険料、1 項、介護保険料は、18 万 8,000 円の増額。

3 款、国庫支出金、1 項、国庫負担金は、144 万 1,000 円の減。2 項、国庫補助金は、4 万 5,000 円の減額。

4 款、支払基金交付金、1 項、支払基金交付金は、793 万 8,000 円の減額。

5 款、道支出金、1 項、道負担金は、156 万 1,000 円の減額。2 項、道補助金は、41 万 5,000 円の増額。

7 款、繰入金、1 項、一般会計繰入金は、700 万円の減額。2 項、基金繰入金は、350 万円の減額。

8 款、繰越金、1 項、繰越金は、28 万 2,000 円の増額です。

次に歳出になります。

128 ページをお願いいたします。

2 款、保険給付費、1 項、介護サービス等諸費は、1,700 万円の減額。2 項、高額介護サービス等費は、50 万円の減額。3 項、特定入所者介護サービス等費は、250 万円の減額。

3 款、地域支援事業費、1 項、地域支援事業費は、60 万円の減額です。

以上で承認第 10 号の説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

議事を進行します。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。

質問者はページ数を明らかにし、質疑、答弁は要点を明確に簡潔に発言してください。

○議長（児玉眞澄君） 質疑はありませんか。2 番、木村一俊君。

○2 番（木村一俊君） 何点かお聞きします。

23 ページの承認第 3 号、12 款、公債費、1 項、公債費、2 目、利子、22 節、償還金利子及び割引料で、元金の支払いを長期債年賦元金に充て、利子は長期債年賦利子ではなくて、一時借入金の利子に充てていますが、なぜ一時借入金に充てたのか。その理由をお伺いします。

また、一時借入金の総額は、3 億ですか。

承認第 4 号についてです。ページは 30 ページから 32 ページです。

なぜ、この時期に一般会計から繰り入れをしてまで、わずか 39 万円の基金積立てと、元

金が14万、利子が7万の元利償還を急がなければならなかったのか、その理由を伺いたいと思います。

令和4年度の当初予算では、償還元金は、4,130万7,000円でしたが、わずか14万円の元金の支払いで一般会計から繰り入れをしてまでしなければいけなかったのか、伺います。

59ページ、16款、財産収入、2項、財産売払収入、3目、生産物売払収入、3節、生産物売払収入で11万2,000円の増額ということで、当初予算案は、5万5,000円でした。

前年度は13万7,000円でしたが、当初、昨年と同様にしていれば、今回増額しなくて良かったのではと思うのですが、当初予算で、少なくした理由をお伺いします。

63ページ、20款、諸収入、5項、雑入、1目、雑入、1節、雑入の中で、旅費支弁金25万2,000円がありますが、この内容をお尋ねします。

73ページ、歳出、6款、農業費、1項、農業費、3目、畜産業費、20節、貸付金に農業振興資金貸付金に20万減とあります。3目の畜産業費の20節の貸付金としては、畜産振興資金貸付金があるのですが、なぜ畜産振興資金貸付金ではなく、農業振興資金貸付金を使ったのか。20節にあるべきかと思えます。なぜ、畜産業費に貸付金があるのか、その理由をお尋ねします。

承認第6号、88ページ、歳入、1款、国民健康保険税、1項、国民健康保険税、1目、一般被保険者国民健康保険税、1節、区分の4、5、6それぞれの滞納繰越分があります。それぞれの滞納繰越分について、調定額と件数を教えてください。

7款、諸収入、3項、雑入の内容を教えてください。

承認第7号、診療所特別会計の補正ですが、

歳入、1款、診療収入、1項、外来収入で占冠診療所の診療報酬の収入が1から4節全体で前年より10%ほど低下していますが、この理由がわかれば教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 林業振興室長。

○林業振興室長（杉村政彦君） 木村議員からのご質問にお答えします。

59ページです。16款、財産収入、2項、財産売払収入、3目、生産物売払収入、1節、生産物売払収入についてです。

具体的には、当初予算が5万5,000円で、前年度13万7,000円と比べて、少ない積算だったと、当初少なくした理由を尋ねられていることかと思えます。

59ページ、議案の説明のところで、木炭売払収入となっています。現在、木炭の売払いは、主に売払先は、村づくり観光協会に多く売払いをしているところであります。

観光協会の方で販売されている、大きな用途は、察するにキャンプ、あるいは自宅での木炭を使つての炭火料理と推察しております。

新型コロナウイルスが感染拡大をした、令和2年以降、木炭の売払収入が減少している傾向にありまして、そういった、コロナ禍における木炭を使つての交流、あるいは、イベントの減少、そういったことが要因として、影響が出てくることを見込んで、5万5,000円の当初予算になりました。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書63ページをお願いいたします。

20款、5項、1目、1節、雑入、旅費支弁金、25万2,000円の増額の内容ですが、こちらにつきましては、村長の旅費につきましては、村の旅費規定により、支給をしておりますが、上川管内町村会や、北海道治山林道協会など、

村長が役員を担っている団体より、旅費の支給があった場合には、村の一般会計に納入していることから、実績により増額したものです。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 総務課長。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書23ページ、12款、公債費、1項、公債費、2目、利子の一時借入金の利子の関係です。

こちらの一時借入金の利子の計上科目についてです。行政実例に基づき、一時借入金の利子は、12款、公債費、1項、公債費、2目利子に計上するものとする。という古い行政実例があり、それに基づき、こちらに記載させています。20万3,000円の利息ですが、先ほどお話があったとおり、3億円の一時借入金の利息ということで、確実な日数は言えませんが、おおむね60日間の借入金の利息となっています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 木村議員のご質問にお答えします。

議案書73ページ、6款、1項、3目、畜産業費、20節、貸付金、農業振興資金貸付金の関係であります。3目、畜産業費でなく、6款、1項、2目、農業振興費に計上すべきというご質問であったと思います。

この貸付金の使途目的につきましては、道営草地畜産基盤整備事業の受益者負担金にかかる、農業者等の支払い分について、貸し付けを行う資金であります。

農業者に貸し付けを行える資金としましては、農業振興貸付金と畜産振興資金貸付金の2つの資金があります。

家畜振興資金貸付金の使途目的につきましては、家畜の導入や飼料の購入であったり、

生後12か月月齢未満の自家生産牛保留に必要な資金を貸付けることとなっております。

一方、今回の農業振興貸付金の使途目的につきましては、各種補助事業、受益者分担等のお支払いに掛かる必要な資金を貸付ける事により、農業振興の促進と文化経営の安定を図る事となっております。

このたびの貸し付けの目的につきましては、道営草地畜産整備事業受益者負担金であることから、6款、農林業費、1項、農業費、3目、畜産業費、20節、貸付金において、農業振興貸付金を予算化し、貸し付けを行っているものでございます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 木村議員のご質問にお答えします。

承認第4号の占冠村簡易水道事業補正予算第4号の中で、一般会計の繰入金60万円をして、なぜ基金の積立てと公債費を増額しているのかとのご質問と思います。

公債費の償還につきましては、その年度の中において、2回の支払いがあります。1回目は9月末、2回目は3月末になっています。この3月末の支払いの時に当初予算を計上しておりました額が足りないことが判明したことにより、補正をしなければ、支払いができなかった、ということで、緊急的に専決補正させていただいたところです。

次に、積立金につきましては、簡易水道施設の整備基金の積み立ては、令和3年度の3月末の基金残高が、4万6,000円と非常に少額でありました。4年度の後半くらいから、財政の方と基金の積み立てがないため、少しずつでも積み立てしなければならないこともあり、このタイミングで元金と利子の増額補正と合わせまして、一般会計から繰入金をいた

だいて、積立金に充てたという状況です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 木村議員のご質問にお答えします。

議案書88ページ、国保会計、滞納繰越分の調定額と件数についてですが、医療給付費分につきましては、件数は57件、調定額136万9,872円が医療費分です。

後期高齢者支援分は、57件、調定額55万6,755円。

介護納付金分は、14件、21万3,313円です。

次に92ページ、雑入、7,000円の件ですが、これにつきましては、道の監査により診療報酬の誤りがあり、返還金1件がありまして、返還金として、7,000円を計上しています。これについては、旭川の病院で民事再生中とのこと。

次に104ページ、診療所収入、診療報酬収入が前年と比べ大幅に減少しているということです。これについては分析は、まだしていませんが、新型コロナウイルスワクチン接種等で診療日数が減少によることが考えられます。

診療所の診療報酬収入につきましては、平成29年度の決算から毎年減少傾向にあり、令和4年度の決算で1,867万6,000円が実績となっております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑ありませんか。1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 108ページ、医業費、1項、医業費、5目、占冠診療医療費衛生材料費、2点とも消耗品を購入することになっていましたが、かなりの金額が、減額されております。これは、買わなかったという意味だとは思いますが、どうしてこんなに残ったのか、説明をお願いします。

○議長（児玉眞澄君） 住民課長。

○住民課長（伊藤俊幸君） 大谷議員のご質問にお答えします。

占冠診療所、トマム診療所の医療品衛生材料費についてですが、これにつきましては、医薬品の購入費でありまして、占冠診療所につきましては、平成30年度から1,830万8,000円をピークに減少してきており、令和4年度では、1,123万4,000円の実績となっております。

当初予算で1,596万円の計上をしていたところではありますが、そのような状況となっております。

当初予算計上の時に5か年平均で1,545万5,000円ということで、それに似かよった形で当初予算を計上いたしました。

トマム診療所につきましては、平成29年度後を5,005万円をピークに減少が続いており、令和4年度では、225万円の実績となっております。

当初予算では、408万円を計上しており、トマム診療所につきましては5か年平均で352万4,000円です。それより少ない経費となっております。

この間、私が変わってからも、毎年のように200万最後に減額をしてきているところがあります。内容としては、流通で考えられるのは、ジェネリック医薬品への変更していることで、支出額が減少していると原因と考えています。

ここ1、2年200万円以上の減額をしてきているところであり、今後の医療品衛生材料費価格の状況等を見ながら、当初予算の計上時において、精査していく必要があると考えております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑はありま

せんか。

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

討論を省略します。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第3号、  
専決処分につき承認を求めることについての  
件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第3号は原案のとおり承認  
することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第4号、  
専決処分につき承認を求めることについての  
件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第4号は原案のとおり承認  
することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第5号、  
専決処分につき承認を求めることについての  
件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第5号は原案のとおり承認  
することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第6号、  
専決処分につき承認を求めることについての  
件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第6号は原案のとおり承認  
することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第7号、  
専決処分につき承認を求めることについての  
件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第7号は原案のとおり承認  
することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第8号、  
専決処分につき承認を求めることについての  
件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第8号は原案のとおり承認  
することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第9号、  
専決処分につき承認を求めることについての  
件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。  
したがって、承認第9号は原案のとおり承認  
することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第10号、  
専決処分につき承認を求めることについての  
件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議  
ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第10号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第11号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第11号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第12号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第12号は原案のとおり承認することに決定しました。

○議長（児玉眞澄君） これから承認第13号、専決処分につき承認を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、承認第13号は原案のとおり承認することに決定しました。

---

### ◎日程第17 報告第1号

○議長（児玉眞澄君） つづいて、日程第17、報告第1号、令和4年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についての件の報告を求めます。総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） それでは、議案書169ページをお願いいたします。

報告第1号、令和4年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算についてご説明申し上げます。

本件は地方自治法施行令第146条第2項の規定により、令和4年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算について報告するものでございます。

内容につきましては、令和4年度占冠村一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり、総額1,562万円繰り越すものでございます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

---

### ◎日程第18 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第18、議案第1号占冠村一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

○議長（児玉眞澄君） 提案理由の説明を求めます。建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書171ページをお願いいたします。

議案第1号占冠村一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてご説明申し上げます。

占冠村一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条の表、占冠村一般廃棄物最終処分場項を次のように改める。

占冠村一般廃棄物最終処分場、占冠村字下トマム2,507番、占冠村字下トマム2,508番2、占冠村字トマム2,525番2、占冠村字トマム

2,525番3。

第5条を次のように改める。

使用料第5条、南富良野町及び富良野広域連合が使用する場合は有料とし、別表第1に掲げる使用料を徴収する。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用するものであります。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎日程第19 議案第2号から

#### 日程第21 議案第4号

○議長（児玉眞澄君） 日程第19、議案第2号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第2号の件から、日程第21、議案第4号、占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第1号までの3件を一括議題とします。

○議長（児玉眞澄君） 提案理由の説明を求めます。議案第2号について総務課長、三浦康幸君。

○総務課長（三浦康幸君） 議案書173ページをお願いいたします。

議案第2号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第2号について、ご説明申し上げます。

令和5年度占冠村一般補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ3,530万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億200万円としようとするものです。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の変更は第2表、地方債補正によります。

この補正の主な内容は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時金交付金を財源とする各種事業につき、予算計上するものが中心となっております。

以下第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

議案書174ページをお開き下さい。

歳入からご説明申し上げます。

12款、分担金及び負担金、2項、分担金は、2,025万円の減額。

14款、国庫支出金、1項、国庫負担金、51万円の増額。2項、国庫補助金、1,622万6,000円の増額。

15款、道支出金、2項、道補助金は、375万円の増額。3項、委託金は、25万円の増額。

18款、繰入金、1項、繰入金は、343万円の減額。

19款、繰越金、1項、繰越金は、1,402万4,000円の増額。

20款、諸収入、3項、貸付金元利収入は、122万円の増額。5項、雑入、110万円の増額。

21款、村債、1項、村債は、390万円の増額。歳入補正の合計は、3,530万円です。

次に歳出をご説明いたします。

議案書175ページをお願いいたします。

2款、総務費、1項、総務管理費は、412万円の増額。3項、戸籍住民基本台帳費は、6万9,000円の増額。

3款、民生費、1項、社会福祉費は、823万1,000円の増額。2項、児童福祉費は、568万9,000円の増額。

4款、衛生費、1項、保健衛生費は、48万円の増額。

6款、農林業費、1項、農業費は、485万円の増額。2項、林業費は、200万円の増額。

7款、商工費、1項、商工費は、541万5,000円の増額。

8款、土木費、3項、住宅費は、20万4,000円の増額。4項、都市計画費は、19万2,000円の増額。

10款、教育費、1項、教育総務費は、21万

5,000円の増額。2項、小学校費は、14万円の増額。3項、中学校費は、254万円の増額。4項、社会教育費は、115万4,000円の増額。

歳出補正予算の合計は、3,530万円です。

議案書176ページをお願いいたします。

地方債の変更は、第2表、地方債補正のとおりに、過疎対策事業債1本、限度額2,880万円を3,270万円に変更しようとするものです。

以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第3号について、住民課長、伊藤俊幸君。

○住民課長（伊藤俊幸君） 議案書197ページをお願いいたします。

議案第3号、令和5年度村立診療所特別会計補正予算第1号についての提案内容についてご説明申し上げます。

令和5年度村立診療所特別会計補正予算第1号は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ90万円を追加し、歳入歳出予算の総額を8,470万円としようとするものです。

歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

198ページ、第1表歳入歳出予算補正により歳入からご説明申し上げます。

5款、繰越金、1項、繰越金は、4万2,000円の増額。

7款、国庫支出金、1項、国庫補助金は、85万8,000円の増額。

次に199ページ、歳出は、1款、総務管理費、1項、施設管理費は、90万円の増額。

以上ご提案申し上げますので、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 議案第4号について、建設課長、小林昌弘君。

○建設課長（小林昌弘君） 議案書205ページを

お願いいたします。

議案第4号、令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ1億1,440万円とするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表、歳入歳出予算補正によります。

206ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正により歳入からご説明申し上げます。

2款、使用料及び手数料、1項、使用料は、30万円の増額。

5款、繰越金、1項、繰越金は、150万円の増額。

歳入における補正額の合計は、180万円の増額です。

207ページです。歳出についてご説明申し上げます。

2款、管理費、1項、施設管理費、180万円の増額です。

以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで提案理由の説明を終わります。

---

### ◎散会宣言

○議長（児玉眞澄君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。本日はこれで散会します。

散会 午後4時54分



地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年8月29日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 細谷 誠

令和5年第3回占冠村議会定例会会議録（第2号）

令和5年6月21日（水曜日）

○議事日程

		議長開議宣言（午前10時）
日程第1	議案第1号	占冠村一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
日程第2	議案第2号	令和5年度占冠村一般会計補正予算（第2号）
日程第3	議案第3号	令和5年度村立診療所特別会計補正予算（第1号）
日程第4	議案第4号	令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第5	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第6	同意案第1号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第7	同意案第2号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第8	同意案第3号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第9	同意案第4号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第10	同意案第5号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第11	同意案第6号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第12	同意案第7号	占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
日程第13	決議案第1号	議会広報特別委員会設置に関する決議について
日程第14	意見書案第2号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書
日程第15	意見書案第3号	地方財政の充実・強化に関する意見書
日程第16	意見書案第4号	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書
日程第17	意見書案第5号	2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書
日程第18	意見書案第6号	道教委「これからの高校づくりに関する指針」を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書
日程第19		議員派遣の件
日程第20		閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○出席議員（8人）

議長	8番	児玉眞澄君	副議長	1番	大谷元江君
	2番	木村一俊君		3番	細谷誠君
	4番	下川園子君		5番	藤岡幸次君
	6番	小林潤君		7番	小尾雅彦君

○欠席議員（0人）

○出席説明員

(長部局)

占 冠 村 長	田 中 正 治	副 村 長	松 永 英 敬
総 務 課 長	三 浦 康 幸	企 画 商 工 課 長	平 岡 卓
農 林 課 長	鈴 木 智 宏	林 業 振 興 室 長	杉 村 政 彦
建 設 課 長	小 林 昌 弘	住 民 課 長	伊 藤 俊 幸
福祉子育て支援課長	岡 崎 至 可	ト マ ム 支 所 長	石 坂 勝 美
会 計 管 理 者	合 田 幸	総 務 担 当 主 幹	野 原 大 樹
職員厚生担当係長	鈴 木 隼	財 務 担 当 主 幹	佐々木 智 猛
税 務 担 当 主 幹	高 桑 浩	企 画 担 当 主 幹	竹 内 清 孝
商工観光担当主幹	阿 部 貴 裕	広 報 統 計 担 当 係 長	大 谷 淳 貴
地域振興対策室主幹	松 永 真 里	農 業 担 当 主 幹	杉 岡 裕 二
林業振興室係長	坂 本 龍 哉	建 築 担 当 主 幹	嵯 峨 典 子
環境衛生担当主幹	蠣 崎 純 一	土 木 担 当 係 長	中 島 辰 男
戸 籍 担 当 主 幹	細 川 明 美	国 保 医 療 担 当 主 幹	小 瀬 敏 広
保健予防担当主幹	岡 本 叔 子	村 立 占 冠 診 療 所 主 幹	橘 佳 則
社会福祉担当係長	川 口 晃 平	介 護 担 当 主 幹	佐久間 敦
子育て支援室主幹	森 田 梅 代		

(教育委員会)

教 育 長	多 田 淳 史	教 育 次 長	木 村 恭 美
学校教育担当主幹	後 藤 義 和	社会教育担当主幹	上 島 早 苗

(農業委員会)

事 務 局 長	鈴 木 智 宏
---------	---------

(選挙管理委員会)

書 記 長	三 浦 康 幸
-------	---------

(監査委員)

監 査 委 員	下 川 園 子	事 務 局 長	平 川 満 彦
---------	---------	---------	---------

○出席事務局職員

事 務 局 長	平 川 満 彦	主 査	田 中 健 士 郎
---------	---------	-----	-----------

開会 午前10時00分

---

### ◎開議宣言

○議長（児玉眞澄君） 皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は、8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程

○議長（児玉眞澄君） 本日の議事日程は、あらかじめ、お手元に配布したとおりです。

---

### ◎日程第1 議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第1、議案第1号、占冠村一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。4番、下川園子君。

○4番（下川園子君） 議案書172ページの第5条の部分に南富良野町及び富良野広域連合が使用する場合は有料とし、別表1に掲げる使用料を徴収する、とありますが、こちらはトン当たり1万7,000円ということで料金表は確認しましたが、これは持ち込んだ時点で計算をされるということでしょうか。それとも、一般廃棄物のように、何キロ以上になると料金が掛かるものになるのか伺います。

○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 下川議員のご質問にお答えします。

南富良野町及び富良野広域連合が持ち込んだときの料金、トン数の計測ですが、持ち込んだときに計測も行いますし、最終処分場に入る前にそれぞれの施設においても計測をしております、最終的な料金に反映されるのは、うちの最終処分場で計測をした数値です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第1号、占冠村一般廃棄物処理施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第2 議案第2号

○議長（児玉眞澄君） 日程第2、議案第2号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第2号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。7番、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 議案書180ページ、14款、2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金、4節、情報通信技術講習事業費、補助金、75万6,000円の計上ですが、この補助金の内容を知りたいのと、充当先が公民館費になっていますが、今回支出を見るとこれに類する計上が無かったので、当初予算に対してなのか、そのあたりの中身を教えていただけれ

ばと思います。

もう1点、186ページの歳出です。

2款、1項、総務管理費、6目、コミュニティセンター管理費のトマムコミュニティセンタートイレの改修工事261万4,000円の計上です。

現在のトイレからどのような改修をされる予定なのか、改修内容を教えていただければと思います。

○議長（児玉眞澄君） トマム支所長

○トマム支所長（石坂勝美君） 小尾議員の質問にお答えいたします。トマムコミュニティセンターの一階トイレには、男性用、女性用ともに、洋式タイプが2つ、和式タイプが1つ計3つの便器が設置されています。

男性用には小便器も3つ設置されていますが、それについては今回の工事に含まれておりません。

既存の設備の老朽化が進んでいるということはもちろんですが、温水洗浄便座が無く、それらの機能が付いた洋式便器を男性用2器、女性用2器設置するために当初予算において、150万円の予算を計上させていただいたところでございます。

年度当初から工事を進めるべく、検討を進めていたのですが、既存の個室のスペースが狭く、小スペースタイプのものや、タンクレスタイプのものなども検討したのですが、設置が難しいという結論に至っています。

現状のスペースの大きさを説明すると、身長170センチの私が座って扉を閉めると、膝が扉にぶつかりそうになるくらい狭いということと、扉が目の前に来るので圧迫感があるという状況です。

トマムは地域的に外国人の方が多く、行政手続き等でも毎日コミュニティセンターに多くの方が訪れます。特にクラブメットさんが

開業してから、欧米、アフリカ、インドといった体の大きな国の方が多く、トイレが狭いという意見も多々あります。

それで、十分な個室のスペースを確保するために今全く使用されていない和式便器を撤去して、洋式便器を横向きに2器設置する事で解決しますが、このためにトイレブースのレイアウトの変更が必要なこと、それから排水口を3つから、2つに変えることが必要になります。

それから現在男性用、女性用ともに入りに口に扉がありません。今は目の高さくらいに60センチの高さの亚克力板があり、押して入るといって形になっておりましてせっかく工事をするのであれば、せめて入り口の扉を付けて欲しいという要望も多かったことから、男性用、女性用ともにスライド式のドアの取り付けを加えて、大きく3点なのですが、トイレブースのレイアウトを変更する事、それから、排水口の数を減らすということと、入り口に扉を付けることを含めて、見積りを取ったところ、建築資材が高騰というのが進んでいまして、411万4,000円という見積りの金額が出された、ことから、当初予算の150万との差額261万4,000円を計上するものであります。

なお、トマムコミュニティセンターにつきましては、集会やイベント、行政手続きだけでなく、災害時などにおける避難時の機能もあります。

様々な人たちの利便性を向上させるために今回差額を補正という形になってしまいましたが、予算を計上させていただきました。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 教育次長。

○教育次長（木村恭美君） 小尾議員のご質問にお答えします。

議案書180ページ、14款、2項、6目、教育費国庫補助金、4節、情報通信技術講習事業補助金、75万6,000円の内容でございますが、国民のデジタルリテラシー向上に掛かる講師謝礼として、パソコン教室やスマホ講座を開講する予定でございます。支出に関しましては、194ページをお願いいたします。

10款、4項、2目、公民館費、7節、報償費、講師謝礼、81万9,000円を補正しております。パソコン教室、スマホ教室等の開講を予定しています。こちらの補助金を使って情報通信等の技術を学んでいただこうと思っております。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君。） 181ページ、道支出金、道補助金、4目、農林業費道補助金の農業次世代人材育成投資事業補助金375万の計上になっていますが、どのような人材育成に投資するのか内容をお願いいたします。

もう1点187ページ、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、18節、価格高騰重点支援金給付金、560万円の計上がありますが、どのような方に支援するのか、内容を教えてください。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） 大谷議員のご質問にお答えします。

議案書181ページ、15款、2項、4目、農林業費道補助金、1節、農業費道補助金につきましては、年度当初から計上すべきところでしたが、今年新たに就農される方の経営発展支援事業、375万円が追加で認められたため、このたび、375万円の増額、したものです。

歳出につきましては、当初予算で375万円計上させていただきましたが、こちらについては、補助金が確定するまで、農業振興基金を

繰り入れることで、充当することで、当初予算を立てています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長

○福祉子育て支援課長（岡崎至司君） 187ページ、3款、1項、1目、18節、価格高騰重点支援給付金の内容についてです。

この件の内容につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した、低所得者世帯生活支援を実施する予定です。

内容としましては、令和5年度課税の非課税世帯、1世帯当たり3万円の187世帯を見込んでいます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 1番、大谷元江君。

○1番（大谷元江君） 次世代ということは、追加になったので、当初予算を振り替えて、これに充てるという解釈でよろしいですか。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長。

○農林課長（鈴木智宏君） お見込みのとおりです。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 184ページ、20款、諸収入、3項、貸付金元利収入、8目、農業振興資金貸付金収入です。

前年度は、当初予算216万7,000円、今年度は、142万2,000円ということで、2節で農業振興資金貸付金収入滞納繰越分という、100万7,000円の計上がされていますが、ここの説明と滞納繰越分の調定額と件数を教えてください。

187ページ、3款、民生費、1項、社会福祉費、1目、社会福祉総務費、3節、低所得世帯臨時特別給付金時間外勤務手当ということで計上されていますが、時間外勤務という内容と状況を教えてください。

191ページ、7款、商工費、1項、商工費、2目、観光費、17節、備品購入費の中で、湯の沢保養施設という呼称がありますが、この「湯の沢保養施設」という名称と通常言われている「湯の沢温泉」という呼称はどのように使い分けているのか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（児玉眞澄君） 農林課長

○農林課長（鈴木智宏君） 木村議員のご質問にお答えします。

議案書184ページ、20款、3項、8目、農業振興資金貸付金収入、1節及び2節についてです。

1節につきましては、当初予算では、道営草地整備事業受益者分担金貸付金の償還金を見込んでいませんでした。確定したのが、令和5年3月に貸し付け実行してしまして、それからというもので、こちら60万円を追加しています。また、合わせて現年度に入れていた滞納繰越分、38万7,000円を落とささせていただきまして、21万3,000円の増額でございます。

つづきまして、2節の滞納繰越分につきましてでございます。こちらについては、調定額と件数ということですが、調定額につきましては、100万7,500円、件数は延べ3件で、1人となっています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） 議案書191ページお願いいたします。

7款、1項、2目、17節、備品購入費、湯の沢保養施設感染症対策事業の、湯の沢保養施設の使い分けでございます。こちらにつきましては、湯の沢保養施設の設置条例上このような呼称になっておりまして、設置条例に基づいて、この事業名にしています。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 福祉子育て支援課長

○福祉子育て支援課長（伊藤俊幸君） 187ページ、3款、1項、1目、3節、職員手当等低所得世帯臨時特別給付金時間外勤務手当等の内容です。

この件に関しましては、北海道の独自事業でありまして、住民税の均等割りのみ課税されている方へ、北海道が1万2,000円を支給する事業ということで、村は北海道に税状況の提供を行う作業があります。その作業を行うための時間外手当10万円を見込んでいます。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） 2番、木村一俊君。

○2番（木村一俊君） 「湯の沢保養施設」と「湯の沢温泉」との呼称のところで、設置条例上は、「湯の沢保養施設」という名称を使っていくということですが、予算関係で「湯の沢温泉」という名称が出てくるので、そこはどのように考えたら良いですか。

○議長（児玉眞澄君） 企画商工課長。

○企画商工課長（平岡卓君） ただいまのご質問にお答えします。

確かに、「湯の沢温泉」という呼称を使ったり、今回のように「湯の沢保養施設」というような名称を使い混在している状況であることは理解しています。

先ほど、私も言い間違えるくらい、湯の沢温泉という名称が、浸透しているのも事実かと思っています。そういった使い分けの、明確な基準は無いというのが現状です。今後、住民周知等、議会の場においても、湯の沢温泉という名称が浸透しているということで、わかりやすいのであれば、そのようなことも検討していく必要があるかと思っていますので、検討課題とさせていただきたいと思っています。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑はありま

せんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第2号、令和5年度占冠村一般会計補正予算第2号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第2号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第3 議案第3号

○議長(児玉眞澄君) 日程第3、議案第3号、令和5年度村立診療所特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。2番、木村一俊君。

○2番(木村一俊君) 203ページ、歳出、1款、総務管理費、1項、施設管理費、10節、費用の消耗品についてであります。2目、占冠診療所管理費分、2万9,000円、3目、トマム診療所管理費分、5万円増とのところですが、予算による診療報酬の比較をすれば、占冠診療所では、49万2,000円、トマム診療所、23万円と圧倒的に占冠の方が多く状況です。消耗品も多くなるのではと思うのですが、トマムの方が多くなっている特段の事情、理由があるのかお聞きしたいと思えます。

○議長(児玉眞澄君) 住民課長。

○住民課長(伊藤俊幸君) 木村議員のご質問にお答えします。

今回の消耗品の補正等に関しては、予算計上の事務的な部分がありまして、端数調整の部分があり、消耗品等計上させていただいているところでもあります。その多い、少ないという特段の事情は、ありません。

以上です。

○議長(児玉眞澄君) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 討論なしと認めます。  
これをもって討論を終わります。

これから議案第3号、令和5年度村立診療所特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第3号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第4 議案第4号

○議長(児玉眞澄君) 日程第4、議案第4号、令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第1号の件を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。4番、下川園子君。

○4番(下川園子君) 211ページ、歳出、2款、1項、1目、10節、需用費、修繕料の内容を伺います。



○議長（児玉眞澄君） 建設課長。

○建設課長（小林昌弘君） 下川議員のご質問にお答えします。

2款、1項、1目、下水道費、10節、需用費、修繕料、208万円の内容です。

1つ目が、中央浄化センターのブロアーの分解修繕、68万2,000円。

2つ目が、トナム浄化センターのブロアーの分解修繕、99万7,700円。

3つ目が、下水道公共柵の修繕39万6,000円で合計207万5700円です。

以上です。

○議長（児玉眞澄君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。

これから議案第4号、令和5年度占冠村公共下水道事業特別会計補正予算第1号の件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決しました。

---

### ◎日程第5 諮問第1号

○議長（児玉眞澄君） つづいて日程第5、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件を議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（田中正治君） 議案書213ページになります。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて。

下記のものを入権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月20日提出、占冠村長田中正治。

住所、占冠村字中央、氏名、藤田まき、昭和48年1月7日生まれ、人権擁護委員であります藤田まき氏が、令和5年9月30日をもって任期満了になります。引き続き同氏を委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

同氏は平成29年10月に委員に選任されて以来、誠実な人柄で明朗活発であり、社会活動に積極的に参加し、地域住民の信頼も厚く、適任と考えております。なお、同氏の経歴につきましては、裏面のとおりでございます。任期は令和5年10月1日から令和8年9月30日までです。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

ただいま議題となっております。諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は適任と認めることに

ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについての件は適任と認めることに決定しました。

## ◎日程第6 同意案第1号から

### 日程第11 同意案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第6、同意案第1号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件から、日程第11、同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてまでの件、6件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(田中正治君) 議案書215ページになります。

同意案第1号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月20日提出、占冠村村長田中正治。

住所、占冠村字中央、氏名、安田大吾。安田大吾氏は、平成19年4月に後継者として就農、平成28年9月には、経営主として経営譲渡を受け、認定農業者として、農業経営をされております。

先進技術の導入や法人化など意欲的な取り組みをしており、適任者として同意を求めるものです。

このたびは、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3項の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますのでご参照願います。

次に217ページ、同意案第1号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月20日提出、占冠村村長田中正治。

住所、占冠村字ニニウ。氏名、黒井光絵。黒井光枝氏は、平成27年9月に就農し、農業経営をされております。

地域農業者からの信頼があり、農業委員として活躍が期待される方として占冠村農業経営研究会から推薦を受けての応募であり、適任者として同意を求めるものです。

このたびは、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第2号の農業者が組織する団体等からの推薦による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますのでご参照願います。

次に219ページ、同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月20日提出、占冠村村長田中正治。

住所、占冠村字双珠別。氏名、伊藤清志。伊藤清氏は、永きにわたり、獣医師として地域に農業に携わり平成29年4月に後継者として就農、平成31年1月に経営主として経営譲渡を受け認定農業者として農業経営をされております。

地域農業者からの信頼があり、適任者として同意を求めるものです。

このたびは、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による

選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますので、ご参照願います。

次に221ページ、同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年6月20日提出、占冠村長田中正治。

住所、占冠村字上トマム。氏名、江頭謙一郎。江頭謙一郎氏は、有機循環農業により多品種少量生産独自産業化手掛けられ、地域への直売も行われるなど安全安心な農産物販売を行っています。5期15年にわたる農業委員の経験と新規就農としての経験を活かし、活躍できる適任者として同意を求めます。

このたびは、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますので、ご参照願います。

次に223ページ、同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めますことについて。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年6月20日提出、占冠村長田中正治。

住所、占冠村字中央。氏名、鈴木雅士。鈴木雅士氏は、平成23年7月から4期12年にわたり占冠村農業委員会委員として活動されており、平成26年7月からは占冠村農業委員会会長職務代理者を担っております。

後継者を有する指定認定農業者であり、新規就農者への指導、助言や地域農業への協力など本村の農業への中心的な立場であり、適

任者として同意を求めます。

このたびは、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますので、ご参照願います。

次に225ページ、同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めますことについて。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めます。

令和5年6月20日提出、占冠村長田中正治。

住所、占冠村字双珠別。氏名、熊崎一弘。熊崎一弘氏は、平成17年3月に経営移渡お受け黒毛和種繁殖経営、施設園芸でメロン、ミニトマト、野菜等を生産し、直売や新たな販路拡大に取り組むなど意欲的な農業経営を行う認定農業者です。

平成23年7月からの4期12年にわたる農業委員会活動や農業実習生を受け入れ自立させるなど積極的な取り組みを行っており、適任者として同意を求めます。

このたびは、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますので、ご参照願います。

以上ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

初めに、同意案第1号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第2号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に、同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

次に同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、同意案第6号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

---

### ◎日程第11 同意案第7号

○議長(児玉眞澄君) 日程第11、同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題とします。

4番、下川園子君は地方自治法第117条の規定により除斥の対象となりますので、退場を求めます。

(下川園子議員退場)

○議長(児玉眞澄君) 提案理由の説明を求

めます。村長。

○村長（田中正治君） 議案書227ページになります。

同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて。

下記の者を農業委員会委員に任命したいので農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月20日提出。占冠村長田中正治。住所、占冠村字上トナム。氏名、下川園子。下川園子氏は、農業委員会の所掌に関する事項に関し利害関係を有しないものである中立委員としての活動が期待されているところです。この中立委員は農業委員会等に関する法律に於いて必ず含まれるようにしなければならないとされていることから、公平公正な判断を求められる中立委員の適任者として、同意を求めるものです。

このたびは、占冠村農業委員会の委員選任に関する規則第2条第3号の一般募集による選任となります。なお、同氏の経歴につきましては、裏面に記載してありますので、ご参照願います。

○議長（児玉眞澄君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を省略します。

お諮りします。

同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。したがって同意案第7号、占冠村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての件はこれに同意することに決定しました。

下川議員入場してください。

（下川議員入場）

---

### ◎日程第13 決議案第1号

○議長（児玉眞澄君） 日程第13、決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を議題とします。

趣旨説明を求めます。大谷元江君。

○2番（大谷元江君） 決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議について、上記の議案を別紙のとおり占冠村議会議員委員会条例第4条及び占冠村議会会議規則第14条第1項の規定に基づき提出いたします。

令和5年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、大谷元江。賛成者、同、木村一俊。賛成者、同、細谷誠、賛成者、同、下川園子。

議会広報特別委員会設置に関する決議。次のとおり議会広報に関する特別委員会を設置する。

記、1、名称、議会広報特別委員会。

2、設置根拠、地方自治法第110条及び占冠村議会委員会条例第4条。

3、目的、議会の活動状況を広く住民に周知し、議会と村政に対する理解を求める議会広報の編集及び広報活動の調査・研究を行うため、本特別委員会を設置します。

4、特別委員会の定数、4名。これは前期です。

5、設置期間、本特別委員会は議会閉会中も、開会できるものとし、議員の任期満了まで継続いたします。

ご審議よろしくお願いたします。

○議長（児玉眞澄君） これで趣旨説明を終

わります。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

これから、決議案第1号、議会広報特別委員会設置に関する決議についての件を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって、大谷元江君外3名から提出されました議会広報特別委員会設置に関する決議については原案のとおり可決されました。

お諮りします。

議会広報特別委員会の委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定により、議長において、大谷元江君、木村一俊君、細谷誠君、下川園子君。以上のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しましたとおり、4名の諸君を議会広報特別委員会に選任することに決定しました。

しばらく休憩します。休憩中に、議会広報特別委員会の委員長、副委員長の互選をお願いします。

休憩 午前10時52分

再開 午後10時54分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き議事を続けます。

休憩中の議会広報特別委員会において、委

員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が届きましたので報告します。

委員長に大谷元江君、副委員長に木村一俊君、以上で報告を終わります。

ここで11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午後11時05分

○議長(児玉眞澄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を進行いたします。

---

## ◎日程第14 意見書案第2号から

### 日程第18 意見書案第6号

○議長(児玉眞澄君) 日程第14、意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件から、日程第18、意見書案第6号、道教委これからの高校づくりに関する指針を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書までの件、5件を一括議題とします。

趣旨説明を求めます。意見書案第2号については大谷元江君。

○2番(大谷議員) 意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書このことについて別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年6月21日提出。提出者占冠村議会議員大谷元江。賛成者、同、木村一俊。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、小尾雅彦。

割愛させて読ませていただきます。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。核兵器禁止条約は核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると暫罪してこれに悪の烙印を押ししました。

条約は開発、生産、実験、製造、取得、保

有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。

被爆者や核実験被害を援助を行う責任も明記しています。

被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶に繋がる画期的なものです。

広島、長崎の原爆被害者の体験をした日本政府は核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。

その証として核兵器禁止条約に参加・調印・批准をすることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月21日。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、内閣総理大臣、外務大臣  
以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（児玉眞澄君）意見書案第3号について小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君）意見書案第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書。

このことについて別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、小尾雅彦。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、小林潤。

要約して提案します。

地方財政の充実強化に関する意見書。

地方公共団体には急激な少子高齢化に伴う医療介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少化における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められています。

現実に地方公共サービスを担う人員は不足

しており、新型コロナウイルス、多発する大規模災害への対応も迫られています。

このため、2024年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積り、地方財政の確立を目指すよう以下の事項の実現を求めます。

1、社会保障の維持確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災減災物価高騰対策、地域公共交通の再構築等十分な一般財源総額の確保を図ること。

2、新型コロナウイルス感染症について、十分な財政措置やより速やかな情報提供を行うこと。

3、今後一層求められる子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援等、地方独立事業も含め、社会保障経費を拡充すること。

4、デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き地域デジタル社会通信費に相当する財源を確保すること等十分な財政措置を保障すること。

5、保育施設、学童保育施設等職員の処遇改善及び保育施設の配置基準をOECD先進国並みの基準に改善するための予算を措置すること。

6、まち・ひと・しごと創生事業の1兆円については、より恒久的な財源にすること。

7、会計年度任用職員制度の運用においては、2024年度から可能となる勤勉手当の支給を含め、引き続き所要の額の調査を行うなどしてその財政需要を十分に満たすこと。

8、特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。

9、森林環境譲与税については、林業従事者を含め、見込める地方公共団体への譲与額

を増大させるよう人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。

10、地方交付税の法定率を引き上げるなど臨時財政対策債に頼らないより自律的な地方税制の確立に取り組むこと。

11、人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど地方交付税の財政保障機能、財政調整機能の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年6月21日提出。北海道勇払郡占冠村議会議員児玉眞澄。

意見書提出先、内閣総理大臣外9者宛てとなっています。

ご審議のほどよろしく願います。

○議長（児玉眞澄君）意見書案第4号について、下川園子君。

○4番（下川園子君）意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、下川園子。賛成者、同、小林潤。賛成者、同、小尾雅彦。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書。

こちらの意見書につきましては、これまでも提出させていただいておりますが、依然として厳しい実態にあります。

そのため、国においては義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率1/2への復元、早急に実効性のある教職員の超勤、多忙化解消、30人以下学級の実現等以下

の項目について、地方自治法第99条に基づき教育予算の確保、拡充、就学保障の充実を図るよう意見します。

詳細につきましては、お手元の資料に記載のとおりです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年6月21日提出。北海道勇払郡占冠村議会議員、児玉眞澄。

意見書提出先、内閣総理大臣以下記載のとおりです。

以上ご審議のほどよろしく願います。

○議長（児玉眞澄君）意見書案第5号について、小林潤君。

○6番（小林潤君）意見書案第5号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、小林潤。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、小尾雅彦。

この意見書は例年提案してありますので要約して説明させていただきます。

2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書。

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプワ働く貧困層解消のためのセーフティネットのひとつとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしはコロナ禍で一層厳しく、特に年収200万円以下のいわゆるワーキングプワと呼ばれる労働者は道内でも46.7万人と給与所得者の24.3パーセントに達しています。

北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和5年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう



強く要望します。

具体出来な要望事項の3点は、記載のとおりでございます。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

令和5年6月21日提出。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、北海道労働局長、北海道地方最低賃金審議会長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） 意見書案第6号について、小尾雅彦君。

○7番（小尾雅彦君） 意見書案第6号、道教委これからの高校づくりに関する指針を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書。

このことについて、別紙のとおり意見書を提出します。

令和5年6月21日提出。提出者占冠村議会議員、小尾雅彦。賛成者、同、大谷元江。賛成者、同、下川園子。

要約して説明に変えさせていただきます。

道教委は2018年3月に策定のこれからの高校作りに関する指針に基づき、再編、統合を行う公立高等学校配置計画を進めてきました。

多くの市町村は通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立への移管するなど、地元の高校存続に向けた努力を余儀なくされています。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、地域の高校存続を基本に希望するすべての子どもに豊かな後期中等教育を保障していくべきです。

以上の趣旨に基づき下記の意見に意見をします。

4項目に対して記載しています。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意

見書を提出する。

令和5年6月21日提出。北海道勇払郡占冠村議会議長、児玉眞澄。

意見書提出先、北海道知事。北海道教育委員会教育長。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（児玉眞澄君） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討論を省略します。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第2号、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第3号、地方財政の充実・強化に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（児玉眞澄君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（児玉眞澄君） これから、意見書案第4号、義務教育費国庫負担制度堅持・負担

率1/2への復元、30人以下学級など教育予算確保・拡充と就学保障の実現に向けた意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(児玉眞澄君) これから、意見書案第5号、2023年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

○議長(児玉眞澄君) これから、意見書案第6号、道教委これからの高校づくりに関する指針を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の件を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第19 議員派遣の件

○議長(児玉眞澄君) 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件につきまして、お手元に配布したとおり、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元に配布したとおり決定しました。

---

### ◎日程第20 閉会中の継続調査・所管事務調査申出

○議長(児玉眞澄君) 日程第20、閉会中の継続調査・所管事務調査申出の件を議題とします。

議会運営委員長及び総務産業常任委員長から会議規則第74条の規定により、お手元に配布した申出書のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査の申し出がありました。

お諮りします。

両委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・所管事務調査とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の議決

○議長(児玉眞澄君) 以上をもって本定例会に付議された案件はすべて終了しました。

したがって会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(児玉眞澄君) 異議なしと認めます。

したがって本定例会は、本日で閉会することに決定いたしました。

---

**◎閉会宣言**

○議長（児玉眞澄君）　これで、本日の会議を閉じます。令和5年第3回占冠村議会定例会を閉会します。

閉会　午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年8月29日

占冠村議会議長 児玉 眞澄

(署名議員)

占冠村議会議員 大谷 元江

占冠村議会議員 細谷 誠